

平成16年第3回定例会
斑鳩町議会会議録

平成16年6月7日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	猪川恭弘
--------	-----	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

助役	芳村是	収入役	中野秀樹
教育長	栗本裕美	総務部長	植村哲男
総務課長	西本喜一	総務課参事	吉田昌敬
企画財政課長	藤原伸宏	企画財政課参事	野口英治
税務課長	植嶋滋継	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	西川肇	健康推進課長	清水孝悦
環境対策課長	清水建也	住民課長	西谷桂子

都市建設部長	北村光朗	建設課長	堤和雄
観光産業課長	田口好夫	都市整備課長	藤本宗司
都市整備課参事	西田哲也	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	阪野輝男	上下水道部長	池田善紀
上水道課長	水田美文	下水道課長	谷口裕司

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 14番 里川議員

1、退職勧奨について

- ・年金支給開始年齢が引きのぼされた状況のもと、考え方に変化はあるのか。
- ・近隣自治体の状況はどうなっているか。

2、市町村合併について

- ・財政シミュレーションの問題点として人件費と扶助費における考え方について。
- ・市街化区域の農地の固定資産税について。

3、幼児への相談体制について

- ・中教審の幼児教育部会の報告にあった「保育カウンセラー」は非常に有効なものとするが、当町で取り組む事はできないか。

4、小・中一貫教育について

- ・五部会を持ち、できることからやっていくという説明があったが、もう少し具体的な方向を聞きたい。

〔2〕 12番 木田議員

1、5月13日発生 of 局地豪雨の被害について

- ①梅雨シーズン前でも繰返される被害に対する対策とその原因について。
- ②秋葉川、富雄川、三代川に関連した被害発生が常態化する原因について。
- ③河川改修の早期実現の前に井堰のコントロールの可能性の有無について。

2、一般会計補正予算（第2号）の民生費の社会福祉費の増額補正について

①県より紙オムツ以外の介護用品支給の打切りに対する斑鳩町の対応については大変評価を致します。

②今後も考えられる弱者に対する支援の打切りや削減に対して斑鳩町の考え方について問う。

〔3〕4番 西谷議員

1、斑鳩パークウェイについて

・斑鳩パークウェイのモデル区間が完成したが、住民の反応について問う。

2、峨瀬自治会集会所建設に関する町の事務執行の実態について

①平成9年2月、峨瀬自治会役員から町へ「施設協力金の見返りとして、峨瀬自治会集会所を町で建てて欲しい」と口頭で要望し、町もその旨を了解したと聞くが、その当時の住民側の要望はどのような内容であり、町はどのように返答し、口約束までしたのか。

②峨瀬自治会に集会所補助金（集会所用地購入費391万3千円、集会所建設費1,500万円）計1,891万3千円は、いつ誰にどのような理由で交付したのか。

③「斑鳩町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例」に基づき、町有地を無償譲渡した法的根拠を示して下さい。

④地方自治法第260条の2、地縁団体認可申請の法の解釈を問う。

3、土地改良法第36条8項について

・法隆寺東部土地改良区の非農家に対する土地改良法第36条8項の法の解釈を問う。

4、斑鳩町政治倫理条例について

①斑鳩町政治倫理条例の目的は何か。

②今回の峨瀬自治会長宮本勝吉氏と法隆寺東部土地改良区理事長芳村義光氏の2件の政治倫理審査会への調査請求について、町へ問い合わせはあったか。あったとすれば、どのような指導をしたのか。

③政治倫理審査会の事務局としての対応を問う。

〔4〕11番 三木議員

1、市町村合併について

①今後の法定協の日程と斑鳩町の方角性は。

②斑鳩町の財政再建への考え方は。

2、高齢者介護について

①報告書「2015年の高齢者介護」について。

②精神障害者福祉について。

3、環境問題について

①ごみ処理有料化の効果について。

②環境パトロールの効果について。

〔5〕3番 飯邊議員

1、乳がん検診の充実について

①乳がん検診の状況について。

②乳がん検診での将来のあり方。

③今後の検診の充実を図る為の「マンモグラフィ」導入についての見解。

2、地域の防犯力の強化について

①防犯性の高い地域環境整備について。

②不審者から児童を守るための防犯詰め所の設置。

3、斑鳩町営火葬場について

①各施設の利用状況について。

②斎場（葬儀場）としての使用についての見解。

〔6〕9番 浦野議員

1、世界遺産「法隆寺」を持つ我が町の観光事業活性化を真剣に考えているのかを問う。

2、当町の土地開発公社が保有する土地の内、購入後5年以上経過しているのに遊休地のままになっている、いわゆる「塩漬け土地」の簿価は財政を圧迫していないかを問う。

3、建設しようとする法隆寺駅舎は、我が町の玄関口として我が町の特徴を表現したデザインであるのか？また、駅周辺の整備も観光地としての将来像を見たものであるのか？を問う。

〔7〕1番 嶋田議員

1、通学路について

- ・平成15年度の通学路安全点検の結果のその後について。

2、コミュニティバス停留所について

- ・ベンチ設置についてのその後について。

〔8〕13番 木澤議員

1、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定について

- ・これまで町が行ってきた少子化対策の効果とそれに対する評価について町の見解を問う。
- ・進捗状況と今後の取り組みについて。

2、青年の雇用問題について

- ・青年雇用における問題点について。
- ・町ができる青年の雇用対策について。

3、病児保育と長期療養中の子どもの学習保障について

- ・病児保育の必要性と長期療養中の子どもの学習保障について町の見解を問う。

4、防犯対策について

- ・近年、「ひったくり」や「放火」また「オレオレ詐欺」など様々な犯罪が増えてきているが、現在行っている取り組みも含め、防犯対策について町の見解を問う。

〔9〕16番 中川議員

1、幼稚園・保育園の送り迎えについて

- ・交通の手段に規制は有るのか。
- ・車で来られる方の駐車はどの様に為されればよいのか。

2、固定資産税について

- ・税の金額はどの様に算定するのか。
- ・評価額はどの様に算定するのか。
- ・市街化区域に有する農地の金額はどの様に算定するのか。

3、町が発注する工事について

- ・多数の業者の方から追加工事については、サービスにしてほしい、または企業努力にしてほしいと言われると聞くが、その様な事が有るの

か。

〔10〕 7 番 小野議員

1、市町村合併への認識と対応について

- ①市町村の合併の特例等に関する法律等の概要を問う。
- ②市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置を問う。
- ③市町村合併推進のための方策を問う。
- ④町の財政状況を住民に分かりやすく伝える方法と財政再建を問う。
- ⑤5月22日、NPO法人が住民に合併に関する情報提供を行うために開催された「西和7町合併シンポジウム」について、その認識を問う。
- ⑥各地で開催されている「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2004」の認識を問う。
- ⑦西和7町合併協議会での協定項目の確認状況について、その認識と対応を問う。

1、本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

(午前9時00分 開議)

○議長(浅井正八君) おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達していますので、会議は成立いたします。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。一般質問に入ります前に、本会議初日の議案第20号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について、小野議員の総括質疑に対する答弁内容について、北村都市建設部長から補足説明をさせていただきたいとの申し出を受けておりますので、これを許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。北村都市建設部長の説明を求めます。北村都市建設部長。

○都市建設部長(北村光朗君) 議長の許可をいただきましたので、説明申し上げます。

本定例会初日、日程9、議案第20号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についての総括質疑におきまして、小野議員より、五百井、興留の両団地の用途廃止の手続の流れについてのご質問をいただきましたが、私はその答弁の中で、一部説明を欠いておりましたので、これを補足し、改めて説明いたします。

手続の流れといたしましては、まず建物について、昨年9月末に用途廃止を行い、行政財産から普通財産に切り替えております。これが前回説明が抜けていた部分でございます。その後、11月末から本年3月初旬までの間、解体工事を実施し、更地にした上、そして3月末に建物については解体処分による廃棄、土地については行政財産から普通財産に切り替えを行ったものでございます。

以上のとおり、手続につきましては適正に行っておりましたが、私の説明不足によりまして誤解を招きました点については、深く反省しておりますので、今後、このようなことのないよう努めてまいりたいと考えておりますので、何とぞご容赦いただきますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。

○議長(浅井正八君) 小野議員、ただいまの説明でよろしいでしょうか。

○7番(小野槇雄君) 結構です。

○議長(浅井正八君) 本件について、これをもって終わります。

それでは、これより一般質問に入ります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、14番、里川議員の一般質問をお受けします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目ですが、退職勧奨についてを挙げさせていただいております。

これまで、斑鳩町では、58歳の年を迎えますと、勧奨という形で、管理職になられている方につきましては、早期の退職をずっとされてきたという状況がございますが、この間、年金の支給開始、受給開始ですね、この年金の受給を開始する年齢がだんだん引き延ばされてきているという状況が起こっております。そして、この変化に伴いまして、斑鳩町では今後この退職勧奨についての考え方をどのようにされていこうとお考えになっているのか。年金の受給出来る年齢と共に、現在、今後どのようにされていこうというふうにお考えなのかをお聞きしていきたいというふうに思います。

○議長（浅井正八君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 退職勧奨についてでございますけれども、ご指摘のとおり、本町では職員が58歳になると退職勧奨をこれまで行ってまいりました。本年度からは、こうした退職勧奨は原則として行わないことといたしました。

その理由といたしましては、先ほど質問者もご指摘のありました年金支給制度の改正、また高齢化社会到来による定年延長の予想、また職員の経済的な面の関係もありまして、退職勧奨に応じない例もあったわけでございます。こうしたことを考えまして、今年度からこうした制度を行わないといたしたところでございます。

なお、永年勤続の高齢者職員の退職につきましては、定年前に本人の意思により、退職を希望される職員につきましては、その申し出を尊重するとともに、斑鳩町高齢退職者取扱要綱に定める優遇措置を講じてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） ただいま助役からご答弁をいただいたところですが、ここにも、近隣自治体の状況はどうなっていますかというふうに通告書の方に書かせていただいております。近隣でも、こういう制度は取り入れられているのかなというふうには思

うんですが、近隣の市や町の方での現状ですね、どのように行われてきていたかということも参考までにお聞きしておきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 近隣って申し上げますと、広域7町及び大和郡山市、生駒市という実態についてご説明申し上げます。

広域7町及び大和郡山市、生駒市の退職勧奨の状況でございますが、50歳で勧奨通知をされる町が平群町の1町、58歳で勧奨される町につきましては、三郷町、安堵町の2町であります。しかし、いずれの市、町も、本人の意志により退職を決定しております。60歳までに退職されているということで聞いております。また、残り2市、大和郡山市と生駒市、また王寺町、上牧町、河合町におきましては、退職勧奨はされていないと聞いております。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） そうだろうなというふうに思います。条例上は60歳まで勤務をしていただける状態にある中で、これまで斑鳩町では、58歳になるとやめなければいけないというような職員の認識のもと、後進に道を譲るという形で繰り返されてきたというふうに私は感じておりました。それが、先ほどの助役のご答弁のように、今年度からはそういうふうな慣例というんですかね、こういうものを変えていくんだというふうにご答弁いただいていると思いますので、他の近隣の市や町のように、本当にご本人の意志によって選択出来る。そして、働く意欲のある方につきましては、60歳まできっちりとお勤めをしていただくということで進めていっていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

さらに、この年金の支給開始年齢が引き延ばされましたことによりまして、先ほども出ておりましたけれども、ご本人の体力や気力、そしてまた家庭環境、家庭の経済状況、こういったものを鑑みての再任用制度、このことにつきましても、今斑鳩町では現業職については再任用をされている方がいると思うんですが、一般職については例はないというふうに思っております。ただ、条例を見ていると、一般職についても再任用はこの条例上でいきますと出来るはずなんですけど、ただ現実的な問題となっていないように思うんです。これらについても、今後どのような考え方でお進めになれるのか、あわせて聞いておきたいというふうに思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま再任用の関係のお尋ねでございますが、ご存じのように、定年退職後の再任用につきましては、本格的な高齢化社会に対応し、高齢者の知識、経験を社会において活用していくとともに、年金制度の改正にあわせ、退職後の生活を雇用と年金の連携により支えていくことが今後の課題であることから創設された制度でございます。当町においても、ただいま申されておりますように、一般職の職員の定年退職者等の再任用制度については、平成12年の3月に条例改正を行いまして、翌年の4月より施行しておるところでございます。

制度の内容につきましては、年金の支給開始年齢に合わせ、61歳から65歳までの在職を可能とし、また短時間勤務の制度も設け、働く意欲と能力のある者を再任用出来るものでございます。

ご承知のように、現在のところ、現業職においては、希望のあった者として、現に5人を再任用しているところでございます。また、通常の一般行政職の職員につきましても、そういったぜひ必要な部門等、職等が出てまいりましたら、そういったことの関係ではそういった再任用ということも考えるところでございますが、現在のところ現業職のみの再任用といたしておるところでございます。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 先ほども申し上げましたように、今後は、非常に一般職の再任用ということを実際にやろうと思えば、難しい問題も色々あると思うんです。役職の問題であるとか、色々難しい問題もあるかとは思いますが、今後やはり年金の支給開始年齢という問題もございますので、十分条例に沿って中身の検討をしていただき、やはりご本人の希望があればその希望に沿って対応出来るような状況となるように私は望んでおきたいというふうに思います。

それでは、2つ目の市町村合併についてに移らせていただきたいと思います。

この問題につきましては、特別委員会もございますので、色々な意見をこれまで私も述べさせていただいてきた経過がございますけれども、今回は、きちっとお尋ねをしたということで一般質問にさせていただいたのが、財政シミュレーションの問題点なんです。ここに書かせていただいておりますけれども、財政シミュレーションの問題点として、私はここで、人件費と扶助費を挙げさせていただいております。合併協議会の方でシミュレーション出たんですが、幾つか人件費の中で問題点があることを私指摘させていただきたいと思っております。その上で、町の方でのご答弁をお聞かせしていただきたいと思います。

というふうに思いますので、よろしく願いいたします。

まず、議員の数が減るということで、議員報酬の単価によって樫原市と同じ規模であるということでシミュレーションを出されました。けれども、ここで1つお聞きしたいのは、町村議会では政務調査費というのはほとんど取っておりません。斑鳩町でも検討をしましたが、政務調査費というのは議員の方で見合わせていこうということで、政務調査費をいただいておりますが、市レベルになりましたら政務調査費は結構出ていると思うんですね。この政務調査費の点につきまして、ここでは試算される中でお考えになられたかどうかということを確認をしたいと思います。

それと、委員報酬ですね、委員報酬、単純に合計をして7分の1まで節減出来るというふうにしてここに数字が挙げられたわけなんですけれども、私もこの数字も本当に信憑性のない数字であるというふうに考えているんです。特に大きな市になりまして、監査委員なんかの部局ですね、監査委員の事務局、そして監査委員さん、これ人数は絶対増えてきますし、そして常勤の監査委員を置いておられるようなところも多く市になりましたらございます。そういったところで人件費がかなり上がるはずなのに、この7分の1、単純に足して7分の1まで節減出来るという、このシミュレーションの数字については、私は全く納得が出来ないというふうに考えております。

それと、職員の部分です。職員の部分なんですけれども、新市において980人まで職員を減らすんだと、退職者の3分の1を新規採用しながらマイナスはずっと持って行って、最終的には980人まで職員を減らすという形でシミュレーションされています。合併問題を語る時の経費の削減の中では最も注目されるのがこの人件費だということは認識しておりますが、この余りにも実現性の低い数字が出ているのではないかというふうに私は感じています。ましてや、庁舎の機能方式出ました時に、総合支所方式をとるという形でイメージ図が出されておりましたけれども、そうしますと、各総合支所には8つの課があるんですね。教育委員会出張所になっておりましたけれども、8つの課を持っております。8つの課があるということは、それぞれの総合支所にも管理職も必要であろうし、その8つの課の管理職が必要であろうし、そしてこの総合庁舎方式でいきますと、この人数とても無理ではないか。

ましてや、福祉事務所の問題もでございます。福祉事務所につきましては、今は中和福祉事務所で事務をとっていただいております、斑鳩町の場合は。ところが、市になりますと、その市で福祉事務所の運営をしていかなければならない。同じように、樫原市で

も、ここでも、議員の歳費については樫原市を例に出されておりますけれども、樫原市の福祉事務所では、34人の職員さんが働いておられるというふうに調査をさせていただいております。

こういうことから見ましても、この私は980人、新市のこの職員の人数というのは、とても実現不可能な数ではないかというふうに考えております。この財政シミュレーションを見ました時に、いかにも人件費が削減出来ますよというふうなことを述べたいがための数字の取り扱いのような気がしてならなかったというのが私の実感なんです。これにつきまして、担当の方で、わかる範囲で結構ですけれども、私今色々と議員、そして委員報酬、職員と述べさせていただきましたけれども、このことについてご答弁をいただけたらというふうに思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいまご質問の関係でございますけども、ちょっと財政シミュレーションの関係について少し説明申し上げながら、ただいまの関係についてお答えしたいと思います。

合併協議会におきまして作成いたしております財政シミュレーションにつきましては、過去の財政実績をもとに、将来にわたって現在の経済情勢や地方財政制度などが大きく変わらないことを前提に、7町それぞれの財政見通し及び一部事務組合の財政見通しを単純合計した後、合併に伴う影響額の調整を加えて作成したものでございます。

この基礎となります各町の財政シミュレーションにつきましては、歳入の基本的な項目については、推計人口予測をもとに積算し、歳出の基本的な項目にありましては、行政改革を十分に考慮しながら、各事業を積み上げて積算いたしたものでございます。なお、経常的な経費については、基本的には伸び率はゼロとして積算いたしております。

そういった中で、ただいまお聞きの議員報酬の考えでございますが、その議員の政務調査費につきましては、委員等の報酬につきましては、7町の合計の7分の1ということで算出しておるという中で、そういった計算でしておりますけども、そういった中でそういった政務調査費につきましても、いわゆる全体の中でそういったもんも見い出していけないかというような部分の中で考えておまして、特段その政務調査費を幾らに入れるというような計算にはいたしておりません。全体の枠の中での調整ということで、先ほど申しました調整の中でということで、範囲でしておるところでございます。

それと、ご質問でもない部分でございますが、市長、助役、収入役及び教育長の給料

については、県下における人口規模類似団体である樺原市の金額を参考に算出しておるところでございます。

職員の算出の関係で、980人に減らすことについては実現不可能だということですが、そういった現在の在籍しております職員については、合併によってやめていただくというわけにはいかないわけでございますけれども、今後予測期間最終年度であります平成36年度には、類似団体である規模まで低減するように、退職者の数の3分の1を採用するというような人事計画を想定して、将来職員数を想定し算出しておるところでございます。そういった関係の職員を総合支所方式という庁舎の中でどのようにいわゆる配置していくかについては、今後の協議していかなきゃならない部分だろうと考えております。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今の答弁で、政務調査費は考えに入っていないということがわかりました。

そして、委員報酬については、十分にご説明はなかったように思いますけれども、委員会、それぞれの監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、これらの色々な委員会の規模が市になると変わってくるというふうに私は思っておりますし、先ほども申し上げておりますように、経費の点につきましては、余りにも7分の1の経費計上というのはずさんであるということをおっしゃるを得ないというふうに考えています。

それと、人件費の問題なんですけどね、今、部長は類似団体を樺原市とお挙げになられてまして、それに見合うような形とおっしゃられたんですけども、私も類似団体については色々調査をさせていただいておりますし、ちょうど地形的と申しますか、産業の関係、こういったものも鑑みまして、京都の宇治市、兵庫県の川西市、こういったところが類型が、新市の類型に似ているのではないかなというふうに私は見ておったんですけど、これらの市については、職員が今1,200名を超えておられます。ですから、その類似団体も1,200名を超える職員を抱えて今現在運営をされている。既に、もちろん行財政改革の中で、各市町村が、今まででも職員数というのを意識して削減の方向に来ていると思うんですけどもね、現状ではそういうふうな数字になっている。

私は、福祉事務所は増えるし、色々市になってきた時に、大きくなった分その専門性も生かすというようなこともおっしゃられてたと思うんですけども、そんな中で980人、これ目標人数ですけど、余りにも現実とかけ離れた数字ではないかというふうに

私自身は感じているわけなんです。ここのところについて、とても現実離れした数字がこの財政シミュレーションの中に出てきているのではないかなというふうに思わざるを得ない。そして、今、ご答弁を聞いてても、その私の考えは払拭をされないということにつきまして、私の意見として述べさせていただきます。

それと、総合庁舎方式ですね、このことにつきまして、今部長の方で触れられませんでしたけれども、各総合支所には8つの課がある。そこには、8つの課それぞれ管理職も置くという中では、本当にこのままでいくと大変な状況なんだろうなというふうなイメージが、このイメージ図を見て私自身がそういうイメージを持ったというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

それで、続きまして、今人件費について申し上げましたけれども、扶助費の方についてお聞きしていきたいというふうに思うんです。

財政シミュレーションがされまして、合併後10年間地方交付税90億円増えるというシミュレーションがされておったというふうに思います。私は、この交付税が増えてくるということにつきまして、福祉事務所の分の交付税算入が大きいのではないかなというふうに思っているんですね。生活保護費を代表とする福祉事務所の仕事ですね、これらに要する経費は、100分の75、4分の3が国の方からの交付金となりますけれども、残りの4分の1をその市で見なければならぬ。そのために交付税の算入もされるというふうに思うんですけれども、ただ、90億円10年間で増えると言っても、この扶助費に関しまして、私は90億円増えたとしても、それ以上の7町での扶助費はかかってくるのではないかな。一見90億円増えましたよというようなシミュレーションになってますけれども、実は支出がそれ以上にあるのではないかなというふうにこのシミュレーションを読んでいるんですが、そのところについてはどのようにお考えになりますか。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま扶助費の考えについてのご質問でございますが、各町の積み上げ額に、市制の移行に伴い福祉事務所が設置されるということから、これに伴います生活保護費等の経費を加算していくというようなことにもなるわけでございます。

市制の移行に伴う生活保護費等の財政負担額につきましては、各町それぞれにかかる経費を算出したして加算しておりますが、その財政負担額は年間約20億3,600万

円となっております。住民1人当たりでは、1万3,619円となっております。また、人口規模類似団体であります樫原市では、9,762円ということで、合併した我々の方が高くなるということでございます。

また、生活保護費等にかかる普通交付税の算出につきましては、財政負担額と同様の形で算出するということになるわけございまして、それにより基準財政需要額に算入ということになりますが、その需要額につきましては、9億1,500万円となるということで、そういった考え方に立って今後の扶助費の考え方を想定しているところでございます。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 一応、交付税が新市において合併後10年間90億円の歳入増になるとシミュレーションされてて、私はそういうふうに見ているということを申し上げましたし、部長の方からも一定の答弁をいただいたわけなんですけれども、それではこのシミュレーションされている表を見ていきますと、普通交付税の比較で合併後15年を見ますと、これ、単純合計、新市と、それと今の7町の単純合計で見ていきますと、影響の額、12億円の歳入増ということで歳入増がえらい下がっていくわけですよ、15年度まで見ますとね。この時に、じゃあ、1,209億円やったものが1,657億円にまでこのシミュレーションでは増えるんですけれども、それは5年間でこういうふうに数字が上がっていくわけなんですけれども、この5年間で割ってみますと、ここでは既に年間平均しましたら、この5年間の平均しましたら、1年間89億6,000万円なんですよね。でも、最初の10年間はどうかと言うたら、最初の10年間は平均をとりましたら1年間で120億9,000万円。けれども、次の15年、11年から15年までの5年間の平均は89億6,000万円。そして、合併後20年たちますね。そしたら、影響額のところでは159億円の歳入減となっているんですね、20年まで見ましたらね。それだけ歳入減になってきてますけど、福祉事務所とかの運営はそのままずっと続けていかなりませんわね。

ですから、かなり、これ、20年ぐらいたってきましたら、最初は90億円ほど歳入増になって、福祉事務所などの運営をせなあかんで交付税が増えたわけなんですけれども、どんどんどんどん減って行って、しまいには159億円の歳入減になって、それでも福祉事務所を運営していかなあかんということは、一体どういうことになっていくのか。非常にこれを見てても心配になるんですね。これ、単純に計算させていただきました

。ですから、15年までの間はそうですが、20年まで見ましたら、合併後16年から20年の間では、結局1年間の平均しますと、69億6,000万円になるんですね。

今の7町のまま単純合計と出てます方の数字でいきますと、最初の10年間111億9,000万円、そして11年から15年までの5年間、1年平均とりましたら105億2,000万円、そして16年から20年までの5年間、単純平均とりましたら、1年間で103億8,000万円というふうに、もちろん7町のままでも少しずつ少しずつ交付税というのは減っていつてます。これで見えていきましてもね。減っていつているとは思いますが。けれども、合併後20年後を見ましたら、7町の単純合計でいったら、1年平均103億8,000万円であるのに対しまして、新市におきましては69億6,000万円しか交付税がないというふうにこのシミュレーションでは出てきていると思うんですね。

それで、1年間に69億6,000万円。最初に90億円の歳入増ということは、10年間で歳入増ということは、1年間に9億円ですけれどね、1年間に9億円ほどのそういう扶助費に関して増えるであろうということから交付税が増えてくる。年間9億円の増が見込まれている。けれども、最終、新市において20年後ですね、20年の間には、交付税が69億6,000万円しかないようになってしまうと。それでも、その9億円交付税で増える分ですね、それは福祉事務所の運営によるものでしょうけれども、その分はそのまま運営していかなければならないという状況になると思うんですね。

このシミュレーションでいきますと、非常に新市になっても、いや、なったらかえってしんどいのではないかなというふうな状況になるというふうに私はこれを見させていただいてきたわけなんです。

そして、そうやって福祉事務所も持ちまして、専門職も入れないといけないし、本当に合併をしたら、20年後というのはどんなふうになるんだろうか。財政は本当にやっけていけるのだろうか。何だか、歳出のところでえらく人件費などについては、現実離れた人件費の算出をしているように思える反面、この財政シミュレーションを見ましたらね、20年後一体新市になればどんなことが起こっているのだろうかということで、私は非常に不安を感じているところなんです。実際担当の方は、この年間9億円の交付税の増を見込んだ10年間での90億円の歳入増、これと、そして20年間の新市の交付税の額、こういったものを見る中で、本当にこれ7町合併して、福祉事務所も持ってやっけていけるというふうに考えておられるのかどうか、私不思議でならないんです。

れども、一応担当の課として、このシミュレーションに対してどのような見方をされているのか、お考えなのかということも確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま色々な数字を、我々が出しておる数字を並べておっしゃっていただいたとおりでございますけれども、数字はそういったことで積算して出ておるわけでございますけれども、いずれにいたしましてもそういった関係については、現実的にはそういった面も想定する中で、いかに新市になりまして全体的なそういった運営についてどうしていくかということについては、合併後の大きな課題でもあらうと思います。現実的に、合併するならば、そういったことも踏まえた中で、いずれにしても福祉を後退させない中で、いわゆる扶助費についてもそういった考えで十分勘案していかなくちゃならないということになります。そういった関係でシミュレーションいたしておるものでございます。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） これ、協議会でも色々協議をされていく問題でございますので、担当としても答えにくい点もあるだろうというふうに理解をいたしますので、その点につきましてはこの辺で置いておきたいと思います。

では、2点目の市街化区域の農地の固定資産税についてを挙げさせていただきたいというふうに思います。

この市街化区域の農地の固定資産税といいますのは、合併をしますと、三大都市圏の特定市の市街化区域農地というふうな扱いになるというふうに認識をしているところですけれども、この試算ですね、市街化区域の農地の試算を協議会の方にも、特定市になった場合の試算を一定は税務課の方から出されているというふうにはお聞きをしているところでございますが、まず基本的なところから順次、斑鳩町に調整区域、そしてまた市街化区域、割合としてどの程度農地があるのかということ。

それと、今申し上げました特定市街化区域農地になった時の影響、どの程度、宅地並み評価の宅地並み課税というふうになります。5年間は特例がございましてけれども、その後また変わっていくと思うんですね。そして、最終的にはかなり金額が上がるだろうというふうに思っておるわけなんです。

それと、市街化区域の設定年度によりまして、これ色んなところで私も固定資産税の

試算をするのに見てきたんですが、斑鳩町でも昭和45年に市街化区域への設定をされている部分が多いと思うんですけれどもね、例えば近隣でも平成に入ってから市街化設定されているようなところがあったりして、そしてお隣の平群町なんかでしたら、平成13年に市街化の設定をしたようなところであれば、ものすごい固定資産税に差が出てくるというような試算が行われているという現状なんですけれども、これらにつきまして、固定資産税の割合から含めまして、今後の新市においてどのようなことが考えられるかということにつきまして、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まず、斑鳩町の市街化区域農地と市街化調整区域農地の割合でございますが、平成16年度課税におきましては、市街化区域農地の地積が、田で66万4,738平方メートル、畑で15万1,137平方メートル、合計81万5,875平方メートルでございます。一方、調整区域農地の地積でございますが、田で235万2,021平方メートル、畑で41万4,059平方メートル、合計276万6,080平方メートルということで、農地のうち22.8%が市街化区域農地でございます。

それと、合併した場合の市街化区域農地の固定資産税はどのようになるかということでございますが、市街化区域農地の評価方法につきましては、状況が類似する付近の宅地等の評価額を基準として求めた価額から造成費を控除した価額によって評価するものでございます。

市町村の合併の特例に関する法律第10条第3項により、合併後5年間は市街化区域農地とみなす扱いがされることから、例えば平成17年3月31日をもって合併した場合を想定いたしますと、平成18年度から平成22年度までの5年間は、従来どおり市街化区域農地で課税となり、平成23年度から特定市街化区域農地の課税となるわけでございます。三大都市圏の特定市にある市街化区域農地、これは特定市街化区域農地と言いますが、これにつきましては原則として評価額に3分の1を乗じた額が課税標準額となるものでございます。また、合併により新たに特定市街化区域農地となった場合につきましては、課税の適正化措置の対象となることから、評価額に3分の1を乗じた額に、さらに初年度0.2、2年度0.4、3年度目は0.6、4年度目は0.8の率を乗じた額が課税標準額となることから、一時的には税額が減少することにもなるわけでございます。

なお、特定市街化区域農地は、宅地並み評価、宅地並み課税となるものでございます。

先ほど平群町の例を挙げられたものでございますが、平成13年度に平群町におきましては、新たに市街化区域に指定された農地がございます。そういったことが特定市街化区域農地になった場合の影響が大きいということで聞いておるということでございますが、平成13年度に新たに市街化区域に指定された区域の農地の課税標準額につきましては、調整区域であった時の課税標準額に平成14年度で1.1を乗じ、それ以後の年度につきましては毎年1.1を乗じるものとなっております。このため非常に低い税額となっております。このことから、合併して市となり、特定市街化区域農地となった場合、急激な税負担の、先ほども説明いたしましたような率を乗じるわけでございまして、急激な税負担の上昇となるものでございます。

なお、当町におきましては、平成13年度に新たに市街化区域に指定された農地はございません。

以上でございます。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 私、平成13年度現実の例を挙げて申し上げましたけれども、そのほか、今、現実的に斑鳩町には直近の分はないということだったんですが、45年度に設定されてから後ですね、設定されたというような年度があるのかどうか。そしてまた、それらについてはどういうふうに、今、平成13年のことを思ったらかなり違うだろうと思うんですけれどもね、この45年以降にも設定されている年度などがあるのかどうかということも含めてお尋ねしておきたいというふうに思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） そういったことで、ただいまの質問でございますが、我々は色々と調べておるわけでございますけれども、そういった農地についてのそういった変わったものはございません。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、総務部長の先ほどからのご答弁の中で、斑鳩町でも市街化区域に22.8%の農地があるというお答えだったと思うんですが、やはり4分の1近くこういう状況にあるということになりましたら、住民説明会などの時にも、ここら当たりの説明についてはやっぱりきちっとしていただかないと、非常に私の周辺でも、

農地の問題について尋ねられる方が多うございますので、そういうことについて多くの方が関心を持っておられるということ、担当の方でもご認識を持っていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

それでは、3番目に移らせていただきたいと思ひます。

3つ目に書かせていただきました幼児への相談体制についてということで書かせていただいたわけなんですけれども、これは5月28日付の日本教育新聞の方で読ませていただきました記事が発端になったわけなんですけれども、中央教育審議会の初等中等教育文化会の幼児教育部会というのがあると思うんですが、この幼児教育部会の方で、保育カウンセラーを導入することが提案された。この保育カウンセラーというのは仮称でございますけれども、導入することが提案されたという記事をお見かけしました。

この記事読ませていただきますと、幼稚園や保育園に障害児や関わりの難しい子どもが増えてきており、幼稚園教員、保育士だけでは対応が困難になってきていることが背景となっているというふうになっています。定期的に園を訪れて子どもさんを観察したり指導を支援したり、保護者からの育児相談、発達相談などに専門的な見地から応じていくというようなシステムが考えられているというような内容でございました。実際に大阪府の私立の幼稚園の連盟の中でもこれは取り入れられて、キンダーカウンセラーとして行われている。そしてまた、東京都の文京区などでも、子育て支援の一環として子育て支援カウンセラーという形で導入をされているということです。財政的な、今、本当に財政的に厳しいとかいう、こういった問題もございすが、前々から私申し上げてまいりましたけれども、人間の人格形成において、幼児期の教育というのは非常に重要な位置を占めている、この信念は私は持っております。そして、幼稚園や保育園や、私も入園式、卒園式、運動会など見させていただく中で、色々子どもさん見させていただく中でも感じる部分もあるんですね。

そんな中で、たとえ月に1回でもそういった専門家の先生を派遣出来るということになれば、非常に早期の対応ということで、その子どもさんたちの人格形成については有効ではないかというふうに思ひます。小中学校になりましたら義務教育、この義務教育になりましたら、スクールカウンセラーとか、色々本当に手厚く色んなことがされてるわけなんですけれども、でも私はこの幼児期の幼児教育について、やはり早いうちに早い対応をする、早い発見をする、このことが大切ではないかなというふうに感じております。

ましてや、斑鳩町でも、今年次世代育成支援計画を策定する、そしてまた障害者福祉

計画も策定していく。支援を必要とする子どもさんたちの対応などについても、その視点をやっぱり持っていただきたいというふうに思っているわけなんですけれども、これについてご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） （仮称）保育カウンセラーの設置ということでございます。これについては、今、議員が冒頭おっしゃっていただいたとおりでございます。重複は避けたいと思いますので、答弁は省略させていただきたいと思います。

今もおっしゃっていただいておりますように、やはり学習障害、あるいは注意欠陥多動性障害というような子どもたちが、学校、幼稚園においてもやっぱり増えてきているのは事実でございます。そうした中で、本年度幼稚園の方で1名、これはカウンセラーではないんですけれども、介助という形で幼稚園1名入れさせていただいて対応をさせていただいております。そうしたことを、今、おっしゃっていただいているように、やはり幼児期の人格形成というのは一番大事でございますので、十分そうしたことを求めながら、幼稚園教育を現在実施いたしているところでございます。

この制度につきましても、今、おっしゃっていただいたように、幼児部会で答申を出されまして、その答申を受けて文部科学省の方では、今年の秋頃までに中央教育審議会の方の答申を受けて（仮称）保育カウンセラーの具体的な制度づくりをしていこう、こういうことに乗り出してきていると聞いているところでございます。

したがいまして、そういう制度が整いまして、あるいはそれに伴う人材養成等国の諸条件が整いましたら、町といたしましても積極的にそれを取り入れていきたいというふうに考えております。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） そうですね、教育長も幼児教育の重要性については非常に関心をお持ちいただいて、認識をお持ちいただいているということが、今のご答弁で私自身も承知することが出来ました。ただ、文部科学省の動向を見る中で、町がどんなふうに行っているのか。例えば、幼稚園3園、保育園2園、幼児教育の場としては斑鳩町にこの5園があると思うんですね。例えば月に1回でもその5園を回っていただけるのか。こんな具体的なことをやっていたらいいなというふうに私は思っているわけなんですけど、ただ、斑鳩町が1町でそういう問題について取り組むということも非常に難しいのではないかと。専門家の方に来ていただく。もちろん学校にもスクールカウンセラー

、臨床心理士の先生来ていただいておりますけれどもね、現在も、非常に斑中に来ていただいている先生もご信頼出来るいい先生来ていただいていることは承知しております。

そしてまた、幼稚園で支援、特に支援が必要とする子どもさんたちについて、今年度教育委員会としては、補助の教員を入れていただきました。このことについても、私は高く評価をしているところではございますけれども、何しろこの専門家を幼児教育の場面で文部科学省が提案をしてくれたとしても、スムーズに出来るのかどうかということに非常に私は心配をしているところなんです。臨床心理士という職業というのか、専門家の先生、それと斑鳩町の子どもだけではなくて近隣の子どもさんも含めてやはりみんな子どもたち、今の子どもたちを大切に育てるという広い視野に立った場合、私は奈良県の教育委員会、そしてまた保健所、郡山の保健所など、こういったところとも連携をしながら、臨床心理士さんの先生の確保をして、郡山の保健所の管内のそういった幼児教育について、県も力を入れながら一緒にやっていく。

前々から言ってますように、私は課が違うからいうて、この保育カウンセラーの問題を取り上げまして、一応教育委員会でご答弁いただいておりますけど、それは教育委員会だけの問題ではなくて、保育園の持っている福祉課も一緒というふうに思っておりますし、また幼児の健診などを行って来てます保健センター、こういったところも、やっぱりみんなで連携していくということが大事であるというふうに思っております。

そして、一つ重要なことは、保健センターで健診をしていただきまして子どもさんたちの色々な問題を保健師さんも見えていただいたり、お医者さんも見えていただいたりしますが、斑鳩町でもその健診は3歳半で終わってしまいますね。ですから、3歳半でその健診が終わりますけれども、その後も引き続きまして支援が必要であると思われるような子どもさんであるとかの観察、支援、こういったものをやはり幼稚園や保育園でも続けてやっていけるような体制。ということは、やっぱり保健センターとの連携ということも必要であるというふうに考えますので、こういった問題について、本当に縦割りではなくて各課が横断的に取り組んでいただきたい。でないと、本当の意味で、みんなで斑鳩町の子どもたちを育成するということには成り得ないというふうに私は思いますので、今後その方向で、何とかいい方向で検討していただきたいというふうに思いますけれども、再度ご答弁を求めたいと思います。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、里川議員がおっしゃったとおりだと思います。今、現在、斑鳩町としては、中学校にスクールカウンセラーを配置させていただいております。それは、中学生や小学生だけではなく、そうした幼稚園、保育所で悩みがある場合に、時間さえとっていただければ相談体制は組んでいけるというふうに考えております。

こうした連携につきましては、今日までも保健センターと、あるいは保健所、あるいは児童相談所、福祉事務所、そうしたところと連携をとりながらその対応はさせていただいております。その顕著な例としては、やはり就学指導委員会の中で、そうした課題を持っている子どもたちの就学を適正にしていくと。そういう中で、そうした連携をさせていただいております。そのためには、やはり保健センターあたりでは、その子の生育歴といいますか、そういうものも、3歳児健診までの、3歳までの生育歴等についても記録をしていただいておりますし、必要な場合には、そうした中から助言をいただくというような体制もとらせていただいております。

今、幼稚園、保育園に就園している子どもたちは、3歳になりますと、ほぼ全員がどこかの、私立も含めて、入園をされているのではないかなという状況がございます。そうした中で、やはり日々の子どもの活動の中で、課題、問題のある子どもたちがその園、あるいは保育所で常に対応をしていただいているというふうに思っています。斑鳩町では、やはりそうしたことを対応しながら実施しているわけがございます。そういうふうにさせていただいております。

いずれにいたしましても、そうした情報を必要な時に、お互いに情報公開しながら、その子どもの一番いい方法で就学、あるいは就園出来るような体制をつくっていく、こういうことが大事であろうと思いますので、現在斑鳩町の方では、特に就学指導委員会の中で、幼稚園の就園も含めて検討をしていただいているということがございます。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、教育長から色々ご答弁いただきました。是非共この（仮称）保育カウンセラーにつきまして、前向きにご検討をしていただきたいということをお願いをさせていただきまして、次の質問に移らせていただきたいというふうに思います。

4点目には、小・中一貫教育についてを取り上げさせていただきました。これは、提出議案説明の中で、前段の部分で少し説明がなされてましたけれども、5部会を持って出来るところからやっていくというふうな説明となっていたと思うんですけども、も

う少し具体的な方向についてをお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 小・中一貫教育についてのお尋ねでございます。

これは、今も議員おっしゃっていただいておりますように、1日の本定例会の初日に、町長の提案説明で斑鳩町の小・中一貫教育の取り組みについての概要を報告させていただいております。したがって、今日はもう少し詳細について説明をさせていただきたいというふうに思います。

本年度は、これは15年度、前年に調査研究いたしましたまとめ、いわゆる中間報告を踏まえまして本町独自の取り組みとして本年度は取り組んでいるところでございます。そして、その中身の具体的な調査研究の内容でございますが、1つは、その体制といたしまして、今もおっしゃっていただいておりますように、5部の研究部会、5つの研究部会を設置いたしております。その1つは、研究部、そして斑鳩部、斑鳩部の中で総合的な学習の時間のとらえ方、それからもう1つ斑鳩部では、生き方学習、子どもたちの生き方はどういう生き方をするのがいいのか、そういった子どもの学習の研究、そして英会話部と交流部の5つに分かれて研究をしていただくということでございます。

そして、その各部会の主研究校、これは小中5校あるわけでございますが、それぞれ1つの学校が1つの部会を担当すると、こういうことにしています。そして、それぞれ各学校から2名ずつ入りまして、それぞれの部会で10名の研究委員が参加して進めていくということでございます。

そして、研究の進捗状況によりまして、合同推進会とか、あるいは運営指導委員会、この運営指導委員会には、学校関係者、あるいは有識者、PTA、教委、そうした者が構成員として運営委員会を持つわけでございます。その内容の検討をいただく中で、実施出来る部門を少しでも実践する方向へ取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。例えば、斑鳩部（生き方学習）という部会では、心の教育、あるいは道徳教育、あるいはまた不登校や問題行動等の内容について、今小中学校において、何が欠け、何が必要なのか。そうして、小中連携してどのような指導が必要なのか、こういったことについて研究を進めているところでございます。

小・中一貫教育の具体的な取り組みによりまして、小学生と中学生と一緒に学校行事等で交流し、あるいはまた活動していく中で、小中の垣根を取り払いながら、より効果的な教育活動が実践していけるのではないかなというふうに考えています。現在、交流

部におきましては、クラブ活動や文化的活動等のハード面での小中連携を中心に研究をいたしております。また一方、斑鳩部会におきましては、総合的な学習の時間において、郷土、あるいは斑鳩を中心としてその歴史や文化を系統立てた教材として探究することを目指しているところでございます。また、英会話部会におきましては、小中9年間を見通しながら、小学生からその指導方法、あるいは教材等についての研究をすると、こういうことを考えております。そして、ソフト面からの連携、あるいは連続性を目指した取り組みを進めているところでございます。

現在、ご承知のとおり、全国でも教育改革は急激に進んでいるところでございますが、こうした状況の中で斑鳩町でも第3次斑鳩町総合計画にも、学校教育の充実の項で、「時代の潮流に対応した教育を進めるとともに、一人ひとりの個性や自主性、創造性を高める教育を推進する。」というふうに提唱をさしていただいているところでございます。特に、精神面で急激な社会の変化の影響を受けている子どもたちには、新しい観点、新しい視点を持った時代の動きに応じた教育がより大切かというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、斑鳩町といたしましても、現制度の中で出来る小・中一貫教育のあり方について、今後も調査研究を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 確認1つだけさせていただきます。今の教育長のご答弁の中に、「本町独自の取り組みとして」という言葉があったと思うんですが、このスタートをするときには教育特区という言葉が用いられてたと思うんですが、この教育特区との関係の中でのご説明を少ししていただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 教育特区については、もう既に他町村、他府県で色々取り組んでおられまして、斑鳩町の場合特に、過去に取り組んでおられるのは1小1中学校の一貫教育と、こういうのが通常やられているところでございます。斑鳩町の特殊性というのは、2中3小学校を一貫教育としてどう取り組んでいくのかということでございます。したがって、1小1中といたしますと、例えば学校を1つ建てて、小学校から中学校まで9年間その学校で教育するというようなことでございます。斑鳩の場合はそうした施設を1つにまとめるということは不可能でございますので、そうした中で斑鳩町と

しての独自性を出した一貫教育をどうしていくのか、こういうことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 時間が参りましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 以上で、14番、里川議員の一般質問は終わりました。

続いて、12番、木田議員の一般質問をお受けいたします。12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 前もちまして議長に提出しておりますレジメに従いまして質問をいたします。

まず、1番目の5月13日発生の局地的豪雨による被害についてということで、今年は梅雨シーズンの前でもありまして、それが繰り返される被害に対する対策とその原因についてということでございますねけども、昨日近畿地方も梅雨に入ったということで、これからは本格的な梅雨に入っていくと思いますねけども、その被害が発生した日にち、5月13日というのは、まだ梅雨にも入っておらなかったんですねけども、たまたま局地的豪雨によりまして、当町におきまして、床下浸水51戸、その内訳としましては、興留7丁目、太子興産周辺で28戸、法隆寺南・並松地区で14戸、興留5丁目で2戸、法隆寺2丁目で2戸、龍田1丁目で2戸、興留2丁目で1戸、龍田2丁目で1戸、法隆寺1丁目で1戸、それと農地の冠水として、水田及び畑が約1ヘクタールとの報告がございました。17時30分頃に洪水警報が発令されまして、18時20分に災害対策本部が設置され、町消防団の出動、そして21時20分には洪水警報解除、21時25分に災害本部対策本部解除ということでありましたが、私は当日17時20分ごろ生駒市におりまして、それから奈良、富雄を通行中にはどしゃ降りの雨でありました。そして、郡山を通過した時点では、私、富雄川の堤防を走っておりますので、富雄川の水位を見ましたが、そんなに上昇もしておりませんでした。それから、私の仕事で、苗物を扱うておるので、天理の苗屋さんの方へ行って、その帰りに安富橋のところまで来ますと、水位が大変に上昇しておりまして、堤防より1メートルぐらいの低さのところにごうごうと水流が渦巻いておりました。というのも、現在JRの鉄橋の改築工事が行われておりまして、当日はその川の中に大きな重機、クレーンというんですかね、それが置かれておりまして、それに物凄い水流が当たって水が左右に振り分けられておりまして、それによって、色んな矢板とかも打たれてその防止の策はとられておりまし

たが、それによる溢水はなかったということで、阿波、そして興留の地域の人には大量な溢水がなかったということです。しかしながら、三代川に関連する川本医院さんの前においては、やはり道路も冠水しておりましたし、年に1、2回、私はとにかく河川改修については早く考えてほしいということを言い続けておりますねけども、町はその考え方について聞かせていただいておりますことについては、県としても一貫して河川改修は下流から進めていくものであるということで、今現在JR鉄橋の改築工事が行われておるといことなんですねけども、その1つの原因といたしまして、私は常々言っておりますが、井堰がかなり関係しておると思いますけども、その予防策としても、色々私も提案をしてみいました。やはり堤防の嵩上げ、そしてガードレールを2段にして、それによって道路の転落防止という面からにおいても、やはりそれを設置することによって、そこから、隙間から漏れてくる水やったら、やはり土嚢とかによってもそれが予防出来るんじゃないかということをお願いしておりましたんですねけども、予防処置というんですかね、それに対して割りかし考え方が甘いのではないかというふうに私自身は個人的にはそう思いますねけども、地震に対して、いつ起こるやわからんものに対してですよ、公共物に対してやはり補強、補修は常々行っておられますねけども、やはり昔から格言の中にもありますが、やはり地震、雷、火事、親父と言われるように、雷が結局は水害ということに関連してくると思いますけど、2番目に位置する災害に対して考え方がちょっと甘いように思いますねけど、これは私だけが思うことなのか。仮に、人的被害がなかったら、それに対して、災害に対しては、余り積極的な対策をとってこられないのか。間接的な事業といたしまして、県で進められております貯留浸透事業というような事業に対してでも、その費用と効果という面において、あの程度の水というんですか、雨によって浸水するというような効果が十分に発揮されておるようには思われないんですねけども、当日は生駒市方面では田植えの真っ最中の時期でありまして、それによって田へ水を入れられるということで、余り生駒方面では出水はしてなかったんですねけども、局地的という言葉がある以上は、奈良市で降ったんか、郡山、斑鳩周辺で降った水かもわかりませんねんけども、とにかく井堰は3カ所しか倒壊してなかった。明るる日ずっと見に行ったらですね。だから、前の水害の時には、やはり上から順番に倒壊して、風船ダムですかね、それとゲートダムが倒壊したということで一気水が出てきたけど、今回は生駒市以外の、奈良市の部分で3カ所、それはかなり大量な水を貯留しておるダムでしてんけども、それが3つ倒れたということで、あれだけ出水したん

かなど。しかし、時間が短かかって、それであの程度で済んだんかなということ、一応は安心しておりましたんですねけども、今現在JRの鉄橋のところで工事は行われておりますけども、その重機すらやっぱり引き上げられたということで、やっぱりこの出水時期に川をいらうというようなことは、昔から発注方式としても、県や、町もそうやと思いますねけども、行われておらないというような現実がありますけど、やはり鉄橋ということになったら、やはり2年間ですか、あれ工期を要するということでされたと思いますねけど、これから梅雨の時期が、そしてまたその後台風が来るというような事態になって、それによって鉄橋の工期も伸びるようにも思いますねけど、今現在鉄橋工事は中止されておるのか、それとも進行しておるのか、その辺のところを、今日もまだ確認しておりませんねんけども、斑鳩町にとって富雄川が今、もちろん三代川もですねけど、秋葉川も水害に対するネックとなっておりますねけども、一貫してそれがやはり水害を防ぐためには、堤防を河川改修をしなければならない。そして、そのためには、やはり下流からと言いつけられておられるその根拠を、何も今の技術というものをもってすれば、何か私は解決出来るのではないかなというふうに思いますねけど、それらについてちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ただいま木田議員の方から、去る5月13日の局地豪雨の被害について克明に説明いただき、またそれに関連して富雄川等の河川の状況、あるいは河川改修が完了するまでの間の対策と、特に井堰のコントロール等について今ご質問いただいたわけですが、それに併せまして、また現在富雄川の河川改修におきましては、JR橋の架け替えをしておるわけですが、これについて、本来出水時に河川はそういう工事をしないというのが鉄則なのに、複数年かかるということで現在やっておられるが、今の状況はどうだということ等について質問いただきました。

まず、5月13日の局地豪雨の被害については、先ほど議員が詳細に質問の中で説明されましたので、それについては再び述べませんが、この件につきましては、翌5月14日に議員の皆様へ速報をさしていただきまして、議会閉会中の常任委員会におきましても、被害状況及びその後の対応について報告させていただいたところでございます。

今回の床下浸水等の被害につきましては、町内の水路についてまず浸水したことが主な原因でございまして、これらの水路は農業用利水としての水路でございまして、水門、ゲート等の開閉の不備等もございまして、水量の分散が適切に行われなかったと、こ

のように反省しておるところでございます。

したがって、今後、こういう降雨時につきましては、早い段階での事前パトロールを行うと共に、点検をしながら、被害の出ないように努めてまいりたいと、このように考えております。また、水利組合等に対しましても、これらについて協議をしながら依頼し対応していく考えでございます。

次に、河川改修に関してですが、下流から鉄則やと言うとるけども、現在の技術力でもって、そういうことにとらわれず改修が出来ないのかということでございますが、これはやはり上流部を先に改修するということになりますと、上流の方で水を治める河川断面が広くなり、下流部でそれが減少してくるということになりますと、やはりオーバーフローということになりますので、十分に水がのめるような状況でやはり下流の方からというのがあくまでも原則でございますので、その辺についてはご理解いただきたいと思っております。

現在、斑鳩町に富雄川、秋葉川、三代川、その他服部川、イツボ川、あるいは竜田川とございますが、特に富雄川、秋葉川、三代川につきましては、まだ未改修の部分がございますので、これにつきまして現在どういう状況になっておるかということをもまず報告させていただきます。

まず、富雄川につきましては、先ほど議員の方の質問の中にもありましたように、現在はJR橋の改修を平成15年度から実施しておりまして、これは平成18年度完成に向けて実施していただいております。また、一方上流の井堰につきましても、事前に水利関係者と協議されており、JR橋の完成後にはスムーズに上流への改修が出来るよう現在取り組みがなされておると聞いております。

そして、先ほど質問の中に、出水時に河川はいらわないと、そういう鉄則の中で複数年度にわたるJR橋の状況はどうだということでございますが、現在覆工板の方は撤去されておりますが、工事そのものは中止はされておられません。という状況でございます。

次に、秋葉川でございますが、これは上流約100メートル余りが現在未改修となっております。町としても早期完成に向け要望を行っておるところでございますが、今後も改修が早期完成しますよう続けて要望を行っていききたいと、このように考えております。

また、三代川につきましては、下流から約2キロ上流までは改修が終わっております

が、その上流につきましては、改修に向けまして、現在境界確定、家屋調査など地権者と協議を行い進めておるところでございまして、これにつきましても県と協議を行いながら早期に改修が出来るよう努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、これらの3河川とも町としましても、治水等の関係から早期完成が必要と考えておりますので、県に対しましてはその都度、議会の都度、あるいはそれ以外の時におきましても、例えば本庁におきましても、予算編成等につきまして、色々と担当レベルにおきましても要望を行っておるところでございまして。そして、議会の方では、昨年8月、そして今年の4月22日につきまして、建設水道常任委員会の方から郡山土木事務所へそれぞれ早期の改修について要望も行っていただいたところでもございます。

最後にもう1点、河川改修が実現するまでに出水対策として井堰のコントロールを行うことによって、その辺の防災といいますか、そういう対応が出来ないのかというご質問もあったかと思いますが、富雄川の上流の井堰を集中管理し自動転倒出来ないのかという質問かと思いますが、これにつきまして、県に確認いたしますと、技術的には可能であると。ただし、各管理団体がそれぞれ管理運営されていること、そして利水施設であるということで難しさがあるというふうに伺っております。

また、県におきまして、各井堰の管理責任者に対しましては、毎年出水時における井堰の操作について、出水時における下流河川の安全を確保するため、人的転倒にあつての操作注意を各井堰管理者に通知されているところでもあります。

当町といたしましては、平成12年7月4日、そして本年5月13日の局地的豪雨時のこともありまして、河川管理者である県に対しまして、転倒井堰責任者への毎年出水時における井堰操作依頼をされる時に、下流域である当町の水害の軽減を図るための事前転倒についても期待していただくよう、今後、文書等も含めて強く要望していく考えでございまして、ご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） ただいま部長の方から色々と聞かせていただきましたんですね。けども、局地的な豪雨というのは、何ミリ1時間に降れば局地的豪雨というそういう表現になるのか、それ分かってたらちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ちょっと、現在、資料を手元にございませんでして、そ

の定義があるのか、あるいはないのか、その辺についても私は承知しておりません。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） それと、先ほど部長はおっしゃいました井堰のコントロールと
いうことを今回私提言させていただいておりますねけども、そしたら県の土木事務所で
すか、そこでは可能であると。しかしながら、利水施設であるということで、各水利組
合ですかね、その方々が利用というんですかね、しておられる施設ですので、そういう
ことなんですかね、今、かなりやっぱりテレビとか、それとか光ファイバーとか、
そういうようなものが出来ておる時代の中で、一気に水を抑止するためには、やはりそ
ういうふうな近代的な施設というんですかね、それを設置するのが一番手っとり早い方
法ではないのかと、私はそういうふうに思いますねけど、それについて出来ないもんか
。やはり、これからまだかなり年数がかかると思いますねけど、それについて、やはり
可能なものであれば一日も早くやってほしいし、その時に、高安の西へ行った時に自治
会長さんも、何してんねんと、こういうふうに私らも言われましたんですねけどもね、
やはり地元に住んでおる人については、やはり大変に心配をしておられるそういう件で
ありまして、それとうちの隣の大洋ナットの社長もその時行ったら、秋葉川はもう10
センチぐらいのとこまで来ておったということで、その時に大洋ナットさんは、土嚢袋
をダンプ1台ですかね、もらいはったと思いますねんけどもね、こうなれば、うちかて
自衛手段をとらないかのかなというふうにおっしゃっておりましたんですねけども、
その以前の12年ですかね、その時の水害については、やはりかなりのダメージを受け
られて、トヨタ自動車へその材料というんですかね、部品の一部を納入されておるとい
うことで、そのラインを止めることによって、取引停止とか色んなダメージを受けると
いう可能性もありますので、やはり出来たらそういうことを早急に、原因はそんなんは
つきりとわかっておると私はそういうふうに考えております。それはもうあの川の中で
、生駒方面の井堰は堤防からまだ道路まで大分ありますよって、絶対にあそこが溢水す
るというようなことは考えられないと思います。やはり郡山、富雄のとこまでは、上流
の方が道路よりかなり河川の水位は何メートルも下のところを流れておるのに、そこら
は溢水するというようなことは考えられませんねんけど、やはり郡山の周辺から斑鳩のと
ころまでが、やはり一番溢水しやすいなというふうに思いますので、郡山市の外川まで
が河川改修の区域に入っておるということを以前に聞かせていただきましたんですね
けども、一日も出来るだけ早くその河川改修をやっていただきたいのと、どうしてもそ

れが年数を要することということであるならば、やはりそういう井堰をコントロールするのに監視、監視というんですかな、それとその井堰を管理しておられる方に連絡とれるような方法を、やはり上からやなしに時間差というんですかな、何ぼかずつ時間をあけてそれを倒壊させるというふうな方法をとっていただきたいと思いますねけども、それについて、それもあかん、これもあかんと言われてたら、もう待つしかないというような状況ですので、それらについて可能なもんかどうかと、それだけをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） この件につきまして、先ほども申しましたように、確かに技術的には、今日の技術を持ちましてすれば、技術的には可能だと。ただし、各種団体等の調整もある中で困難であるというふうに県の方から回答をいただいておりますが、何分水害というのは非常に大きな被害をもたらすということでございますので、そういった点からも、今後、ただいま議員がおっしゃいましたような方法等について、策がないのか、県に対しまして再度確認をしていきたい、このように思います。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） それと、斑鳩の町民が困っておるということで、やはり県にばっかし頼らずに斑鳩町独自としても何かやれる方法があるのではないのかなと。前にも申し上げたように、堤防を上げたりとかね、やはりそういうことも、町道部分になっておるところについては、しかしながら、高安の西の方を道路改良される時に土を入れて高安の人からは文句を言われたということなんですけどねけども、それに対しては、東側の方の高安の方もこの道路を上げるというふうな方法も考えられるのではないのかなと。一応、米寿橋をつくったときは、あれ1メートルほどやはりあの橋の部分だけでも上がって、それからずうっと勾配ついていっておりますので、やはりそういうことも、費用的な面においてもかなりかかるのかなとは思いますがねけども、やはりそういう方法というものは幾らでも考えられると思いますねけども、一貫して河川改修をしなければ、溢水とか水害については予防出来ないという考えであるならば、それも不可能かなというふうには思いますねけども、どうしても町ではこれはやれないことなんですか。それについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅井正八君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 私から、雨期に入りますと、各地で豪雨によって浸水が生じるということについて、町の考え方を言わしていただきたいと思います。

今まで北村部長の方から、その対応についての答弁はしたとおりでございますが、今議員がご指摘による富雄川の高安西団地につきましては、平成12年4月、上流の集中豪雨によって、そして堤防が溢水した、そして浸水を起こさしたというような経緯もございまして、これは、あくまでもやはり私は、改修前の断面でございますから、最近各地で降る雨、非常に考えられない1時間に100ミリ前後の集中した雨が降るわけですね。これまでは、100ミリ前後の雨は降っていたものの、分散した形で降っていたというような感じがするわけです。ところが、最近は、異常気象等によってそういうような現象を生じているのではないかなと思います。そういう雨が集中的に河川に流れる。その河川に流れる雨を受ける河川断面が不足しているということが、いわゆる堤防の溢水の原因になっておるのではないかと、このように思います。

先ほど申し上げてますように、やはり改修していただくことがまず先決であると、このように思います。今、ご指摘のように、そしたら堤防があふれないようにするには、嵩上げをすればいいじゃないかということをご指摘されるわけでございますけれども、その箇所を嵩上げすることによって他の箇所に溢水ということが生じます。そうすることによって、色々の問題が起きる、そういう難しさもございまして、我々といましては、やはり平成12年の7月4日の集中豪雨に伴う富雄川の溢水を経験として、富雄川の西団地の付近には常に十分な水防態勢をとって、そして住民の不安等を解消するための対応を現在図る以外はないのではないかと、このように思います。

また、地域、地域に浸水するにつきましては、やはりこれは水利組合との、また土地改良区との協力が必要であると思うんです。今回の5月13日に興留7丁目、そして法隆寺南1丁目が浸水した原因の一つには、ため水の井手板の堰ですね、堰の止め方に大きな問題があって、そして今まで流れてないところに水が流れてきた。その水路がその流れた水のみ込むことが出来なかったということが一つの原因であろうと思います。

そういうことから、我々といましては、集中豪雨の予想というのは最近メディアの方でよくわかりますから、その前に水利組合にお願いし、また我々も直接ため池等、また水路の井手板等の調整を図ると、これが大切ではなかろうかと、このように思います。そういうことを行って、出来るだけの災害を生じないように努力すべきであろうと、このように思うわけでございます。今、ご指摘のような、一方を嵩上げすれば一方が

またそういうようなことが起こるとなれば、非常に大きな問題がございますから、そこらをご理解願いたいと思います。

また、先ほど、少し議員の方からお尋ねになっていた集中豪雨の基準については、これは災害の認定基準があります。時間雨量が20ミリ、1日雨量が80ミリ、これが災害の認定になるわけでございますが、これが集中豪雨と言えるかどうかということは別といたしましても、災害基準の降雨量ということでございますから、そういうことの状況になれば、例えば河川の支障を来したり、道路が支障を来したりする場合は、国庫補助対象の基準となると、こういうことでございますので、それが、何遍も言いますように、集中豪雨の基準と言えるのかどうかは別といたしましても、我々はそう考えてもいいのではないかな、このように思います。

いずれにせよ、この雨期に入りますと、我々としても、やはりそういうような各地に浸水を起こらないような対応をしなければ、職員が常にその対応を図るということの辛さがございます。我々としてもやっぱり、これからそういうようなことにならないような事前な対応をしていきたい、このように考えておりますので、皆様方にもご理解を願ひまして、また色々なものについても協力をお願いしたいなど、このように思います。

以上です。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 今回、町長が立候補された時に、やはり斑鳩町を安心安全なまちづくりにするというふうに公約されて立候補されておるということでありまして、私は斑鳩町が一番住みよい安全安心な町やなというふうにずっとそういうふうに思っておりましたんですねけども、一応1回水害に遭ってから、いや、こういうことはあつてはいけないなということで、年に1回か2回水害に対する町の考え方、そしてまた県の対応について色々と提案させてもろうたり、色々と文句も言わせてもらいましたんですねけども、それらの起こらないような、やはり町民が安心、そして安全に住めるようなまちづくりをやはり皆様方と協力しながらつくっていききたいなあというその気持ちは今も変わりませんので、色んなことを申し上げても、やはりそれに何とか対応していただけるように努力だけはしていただきたいなということをお願いしたい。そしてこの項は終わりたいと思います。

次に、議案の21号になりますねんけれども、一般会計補正予算（第2号）の民生費の社会福祉費の増額補正についてということでありまして、県より紙おむつ以外の介護

用品支給の打ち切りに対する斑鳩町の対応については、大変評価をいたしますということで、寝たきりの人に対して介護用品の支給が県より本年3月17日に通達があり、紙おむつ以外は打ち切りとのことでありました。最も弱者であります寝たきりの人の介護用品をカットする県政に対しては、やはり私は不信感がいっぱいあります。血も涙もない人たちが県政を司っているのかと思うと、腹立たしい限りであります。

その打ち切り部分の157万2,000円を、町は一般会計の予備費より流用するという英断に対し、本当によかったと思います。その恩恵に預かっておられる人の人数やそのほかの、いわゆる紙おむつ以外の内容についても聞かせてもらいたいところであります。

私は、常々、福祉に後退はあってはならない。人間として、行政として果たす責任と私は受けています。外国に対する人道支援には平気で巨費を投じながら、日本国民に対して介護用品打ち切りは、大変残念であります。それを当町が復活したことに対しては、大変評価をし、感謝を申し上げますが、その英断というんですかね、復活されたというそのことに対しての、誰がそういう決定をされたのかについて聞かせていただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、今回、平成16年度におきまして、県の事業として実施をされております寝たきり老人の紙おむつ等の支給事業の関係で、16年度で一部削除された関係につきまして、ご説明を申し上げる中でお答えをさせていただきます。

今、申し上げますように、平成15年度までは、在宅介護の支援として、紙おむつ、おむつカバー、防水シート、寝巻またはパジャマの現物支給を行って県が実施をしていただいております。そして、平成16年度からは、防水シート、寝巻またはパジャマが廃止となりまして、おむつカバーが基本的には廃止ということになりました。紙おむつには、フラットタイプとパンツタイプ、リハビリタイプ、尿取りパットの4種類がございますが、フラットタイプの紙おむつ利用者の方だけのおむつカバーの支給が16年度も継続して実施されているということでございます。

この紙おむつのみの現物支給となることにつきましては、質問者の方からも言われておりますように、3月の17日に担当課長会議におきまして、突然県の方から説明があったわけでございます。このことから、持ち帰りまして、町長、助役に相談を申し上げ

る中で、今回廃止されます県事業での介護用品の支給を町単独事業で実施をすることによりまして、引き続き在宅での寝たきり老人を支援してまいりたいということで判断をさせていただいたということでございます。

そういうことから、急遽、斑鳩町寝たきり老人紙おむつ等支給事業実施要綱の一部も改正をさせていただき、町単独事業として新たに実施をいたしますおむつカバー、防水シート、寝巻またはパジャマの購入に要します費用ということで、今回補正予算ということでお願いをさせていただいているところでございます。

それと、紙おむつ等の関係で、15年度で県で実施されている分が、パジャマの分につきまして71人の方が実績としてございます。そして、平成16年度では、一応40人増ということで、111人の方が利用していただけるのではないかと考えております。あと、寝巻等につきましては、3名の方が15年度の実績ではございます。16年度は、プラス5名の方ということで8名予定をいたしておりました。おむつカバーにつきましては、47名の15年度の方がおられましたけれども、16年度はプラス26名の方で、合計73名の方がおられるのではないかと。また、防水シートの関係につきましては、123名の方が、今回、16年度はご利用があるのではないかなということで、それぞれの費用を積算をいたしまして、補正額として157万2,000円をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 今、部長の方から聞かせていただきましたんですねども、やはり15年度より16年度の方が人数も増えてきておるような現状の中で、やはり県は本当に血も涙もない施策をやっておられるのかなというふうに、私はそういうふうにとったんですねけど、やはり寝たきりの人なんかは、何も出来ないわけですよ。それを切り捨てるというような、ほんまに情けないなあと。それを町で復活してくれはったということで、私はこれは斑鳩町としては大変に評価しておりますし、これからも評価したいなという思いでいっぱいあります。

2番目の、今後も考えられる弱者に対する支援の打ち切りや削減に対して斑鳩町の考え方をお聞かせ願いたいということで、今回の件についてはこれで一件落着というんですかね、そういうことなんですけれども、またやはりこれからもこういうことはあり得るような施策、国も財源不足というようなことから、どうしてもそういう弱者に対す

る切り捨てとかが考えられますねけども、斑鳩町としても色々と単独できめ細かな福祉行政をなされ、そしてまたそれを維持し続けなければならない責任が我々議員にもあると思いますねけども、今回の件についてはそうした評価をさせていただきましたんですねけども、これからは財政的には厳しい折でありますけれども、健全者には住みよい日本の国であっても、弱者にはこれからは住みにくい国と言われるような世の中にならないように、斑鳩町が率先してやはりやっていただきたいなというふうに思いますねけども、斑鳩町としても今後変わらぬような福祉施策を実施していただけるのかどうかについて、それは絶対やれるというような保証はまず出来ないとは思いますが、その決意というんですかね、やはり福祉施策に対してはやはり斑鳩町はよそよりも絶対に劣らない、やはり先進的な福祉行政をやっている、やっていこうというその決意だけをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅井正八君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 今、質問者がおっしゃいますように、我々は福祉の後退ということとは、これは絶対出来ないものだと、これは常に町長が口癖で言っておられるとおりでございますので、こうした場合についても、やはり事前にきちっとした形で県もやっていただくように、これからは目を光らしながら、また十分な対応、県における後退、また削減についても意見を申しながら、積極的な要望活動に努めてまいりたい、このように考えてます。町といたしましても、先ほど申し上げましたような、福祉の後退ということがあり得ないという前提のもとで、非常に厳しい財源の中でございますけども、その対応を図ってまいりたい、このように思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 今現在、町長も病床に伏しておられますねけども、今、代わりに助役さんがそうして福祉の後退はさせないという、そういう決意を述べていただきましたので、私は今後もそういうことの起こらないようにご期待申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 以上で、12番、木田議員の一般質問は終わりました。

午前11時5分まで休憩いたします。

（午前10時47分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（浅井正八君） 再開いたします。

次に、4番、西谷議員の一般質問をお受けいたします。4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず最初に、いかるがパークウェイモデル区間が完成し、平成16年3月3日にいかるがパークウェイモデル区間開通記念式典が行われました。その場に斑鳩バイパス白紙撤回の方々も来られ、反対の声明を読み上げ、バイパス反対の主張をされていました。

そんな中、いかるがパークウェイモデル区間に対し、町民皆さんのその後の反応を町はどのように把握されているか、お伺いしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） いかるがパークウェイのモデル区間完成後町民の反応についてというご質問かと思えます。

ただいま議員がおっしゃられたように、モデル区間は去る2月25日に開通記念行事、そして同月の29日に現地見学会を開催しておりまして、約750名と、これは両日合わせてでございますが、多数の方々にご来場いただき、アンケート等多数の感想をいただいております。

25日の開通記念行事には、先ほど議員もおっしゃいましたように、これは新聞報道にもありましたが、約50名の方による反対集会が行われました。しかし、アンケートの結果といたしましては、これはおよそ80%、560名程度の回収となっておりますが、まず歩道路面と車道路面の段差について、約6割の方が気にならないというふうに回答されています。また、歩道の広さについては、約7割強の方が、歩道の広さは十分であると、このように回答されております。そして、歩道の色につきましては、約9割の方が、よく合った色である、またまあまあ合っていると、そういう回答をいただいております。多くの方に好評価を得ていると、このように実感しております。また、実際に現地を歩いていただいた中でお気づきになった点、そして感想をいただいておりますが、樹木と道路と歩道がきれいにまとまっているというご意見をはじめ、大部分のご意見が建設的なものとなっております。

一方、気になる点といたしましては、今後の維持管理に不安を感じる等のご意見もいただいております。

また、3月3日に供用開始した後に、今後の参考にさせていただきますため、役場の住民課、中央公民館、東公民館、西公民館、いかるがホールの各施設において開通記念

行事で使用したものと同様のアンケートにこれまでご協力をいただいております。特に、東公民館や西公民館におきましては多く、アンケートでは100通近くの回答をいただいております。関心の高さを実感しておりますところでございます。

このアンケートの中でも、各設問に対する回答は、行事当日と同様の回答率となっており、町に初めてのきれいな道、これから先もみんなで協力し、美しくしていきたいという高齢の方のご意見をはじめ、ご意見をいただいた方のほぼ全体の方が建設的なご意見や前向きのご意見となっております。ほかに、街灯が多く電気代がもったいないといったように、具体的な道路の改善点をご指摘いただくご意見も幾つかいただいております。

現在も引き続きアンケートを実施しております。また、供用開始1年後の来年3月頃には、住民の皆様方へのアンケートを実施し、評価を得て他区間の整備につなげていきたいと考えておりますところでございます。

ご意見のあったモデル区間の歩道照明について、国では供用後の改善策として、午後10時以降1本置き半分の照明量となるように工夫がなされているところでもあります。

なお、管理面につきましては、モデル区間を見ていただいたことによりまして、道路をみんなのものという考え方をさせていただき、愛着を持っていただくということで、ボランティア団体の方々に活動の一つとして、道路の美化清掃を行っていただくことになっております。

この制度は、国と斑鳩町と住民の方々が協力して地域にふさわしい道づくり及びまちの美化を進めることを目的としたボランティア・サポート・プログラム事業というものでありまして、今後の整備区間におきましても同様の活動をしていただけるよう、愛着の持っていただける道づくりを進めてまいりたいと考えております。

このように、住民の皆様方にも道づくりに積極的に参加していただくことによりまして、より人にやさしい道づくりが出来るものと考えております。

最後になりますが、開通記念行事に参加していただいた「奈良が大好きな一市民」とおっしゃる方から、当町道路担当者宛にお手紙もいただいておりますので、その内容の一部をここで披露したいと思います。

その内容といたしますのは、「このバイパスについては、難航しておるやに聞きおよんでおりましたが、豊かな歴史環境にふさわしい高規格の道路であることに喜びを覚えて

おります。残りの未着工の区間についても、早期着工により、早急な全線開通による交通緩和が待たれているところですが、モデル区間が文字どおりモデルに終わるのではなく、全線がこのように整備されることを期待します」という内容のものでございました。

以上、住民の反応について、簡単でございますが説明とさせていただきます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、部長から住民の反応があったわけですが、その中で、私が聞く中では、夜間にいかるがパークウェイを走った住民の方々から、パークウェイの両側に設置されているその街灯の数が多くて、運転席からまぶしくて歩道の様子が確認づらいつい。急に人が飛び出して来た時にはほとんどわからへんの違うかなというような部分がありまして、事故があつてからでは遅いので、町として安全対策をしてほしいとの声を聞きます。私自身も実際に走ってみて同じような感覚を持ったんですが、町としてはこの点についてどのように考えておられますか。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 今、特に西谷議員の方から、照明、夜の明るさのことについてご指摘があり、歩行者の飛び出し等見づらい部分があるんじゃないかと、そういったことについて、先ほども説明の中で申し上げましたが、アンケートの中にもその後のご意見としていただいておりますということで、現在夜の遅い時間については半減化しておるといふ答弁もさせていただいたわけでございますが、それ以前の時間についてどうかというご質問かと思っておりますので、そういったことにつきましても、今後、管理者である国に対しまして、そういう意見を申し述べ、今後出来る策について講じていけるよう協議したいと、このように考えます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） わかりました。

それでは、引き続き、次に、部長が言われるように、今、モデル区間について住民の方々から、モデル区間だけやなくて全線開通に向けてという、そういう住民の手紙があったということで話があったんですが、しかしながら、一方では、斑鳩バイパス白紙撤回の方々がおられます。町として、モデル区間が出来、これからというところなんでしょうけど、実際に斑鳩バイパス白紙撤回の方々については、現在町はどのような対応をされておられますか。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 白紙撤回の団体の方々といいますよりも、議員もご承知のように、この事業を進めるに当たっては、いかるがパークウェイ推進協議会という中で、道路の整備の方法であるとか、色んなことを議論いただいております。この推進協議会というのは、各自治会の自治会長さんが集まっていたりして色々議論していただいておりますが、我々事務局といたしまして、この協議会を開催するごとにその反対地域の自治会にも声をかけて、どうぞ協議会に出て意見を述べていただきたいと、このように常々お誘いをしておるところでございます。残念ながら、今月も協議会を実施する予定でございますが、現時点で出席の返事はいただいておりますという状況でございます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 住民の代表というか、自治会長で推進協議会をつくっている。実際に推進協議会で、町としてはそれでテーブル、住民同士の話し合いの出来る場をというところで、そういう答弁になるんでしょうけど、実際に反対されているその人の気持ちからすると、推進協議会のところへ行ったら話をするというのは、感情的にやっぱり私は抵抗があるんじゃないかな。それが結果として欠席されているんじゃないかなという気がいたすんですが、斑鳩バイパスは昭和48年から始まり、現在まで至っているんですが、私は斑鳩のまちづくりの一環である道路整備というのは、これはいかるがパークウェイも含めてなんですが、地権者はもとより町民全体で真剣に議論をし尽くした上で道路事業を進めていくべきだと思います。特に、斑鳩バイパス白紙撤回の方々とは、しこりを残さないよう町として十分な対応をしていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それでは、2つ目の峨瀬自治会集会所建設に関する町の事務執行の実態について質問いたします。

平成9年2月、その当時峨瀬自治会長であった東川義則氏が、助役室にてその当時の仲助役、中野総務部長、現在の収入役、西田課長、御宮知課長らが同席し、町へ日本建設が峨瀬地区にチサンマンション4棟を建設した際、斑鳩町に納めた施設協力金の1,440万円分を峨瀬自治会に集会所用地として無償で還元してほしい。また、その土地に建設した集会所に、町から集会所補助金も出してほしいと要望したら、町はその旨を了解し、平成10年に斑鳩町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を改

正するまで待つてほしい。集会所補助金をもらうための補助要綱の様式書類も町ですべて作成する。あるいは、土地開発公社の用地代金については、町補助金が出てから払ってくれたらいいと。あるいは、その時には全く地縁団体の設立のちの字も聞いていないというような話を聞き、町が約束したと聞いたわけですが、平成9年2月にこのようなずさんな事務執行を本当に行っていたのか、現収入役に答弁を求めたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中野収入役。

○収入役（中野秀樹君） ただいまのご質問に関しましては、平成12年の12月議会の一般質問に私がお答えをさせていただいた経緯がございます。その中で、地元の自治会長から、チサンマンションが4棟目が建設されるに当たって、従来の自治会員を加えると約320世帯ほどになることから、現在ある集会所において、それぞれの棟内には集会所施設が確保されておりますが、全体の約半分程度が、せめて半数程度の会員が出来る地域集会所が欲しいと、そうした要望でありました。

12月議会に私がお答えをさせていただいておりますが、地元からそうした要望の中で、町としても色々な制度の中で考えていく中で協力をしましょうということの話でありました。全額町費でもって、土地も建物も協力すると、そうした具体的な話までのことではありませんで、町が集会所施設の整備補助なり、また当時には、地域にそうした集会所を建てていこうという中で、地域交流館というような構想もございました。そうした中での事業を考えながら地元にも協力をしていきましょうということの話でございまして、全額町がそうした形で協力する、また具体的な内容での約束ではなかった、そのように感じておりますと答弁をさせていただいておりますが、事実そのとおりであったというように考えております。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今の収入役の中で、それではその平成9年にそういう話があったということは認められておられると思うんですが、その中で、地縁団体のことがほとんど、そんなことは町から行政指導を受けてないと、地縁団体のちの字もそういう話を受けてないということでおっしゃってるんですが、それでは町が地縁団体の設立について行政指導をされたんはいつの時期ですか。

○議長（浅井正八君） 中野収入役。

○収入役（中野秀樹君） 地縁団体の話につきましては、土地開発公社が所有をいたしておりました用地を地元の集会所用地として充てると、買っていただく。一部については

1, 440万円で町が確保する。残り部分については地元が買うという中で、当然地元がその用地を買われるに当たっては、登記を必要といたしますので、そうした中で地縁団体を設立していただいて、所有権もきちんとするということが望ましいということの中で地縁団体の話をしたというように考えております。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） いや、だからね、収入役、その地縁団体の設立について、町が地縁団体をつくってくださいということを指導されたのは、その時期はいつですかということを知ってるんで、時期をおっしゃってください。

○議長（浅井正八君） 中野収入役。

○収入役（中野秀樹君） この用地を取得をいたしましたのが平成11年でございます、したがってそれ以降の中での話であるというように、確定した日にちというのはちょっと覚えておりませんが、そうした平成11年以降の、平成11年の7月にこの用地を取得をいたしておりますが、それ以降の話であるというように考えております。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 収入役ね、いや、それは多分11年以降の話やというんですが、実際にね、私が聞いたのは、全く地縁団体設立については町は指導はなかった。そしていつ指導があったんやいうたら、平成12年の9月議会で私が議会で一般質問をしたその後やったと。その後から急に町が、えらいことや、地縁団体やいうことで、設立してくれということと言われたんやということでは聞いております。

それで、そうなってくると、これまで議会で答弁されてた、例えば集会所の着工届が出て1週間後にそれが止まった。その理由は何やいうたら、地縁団体が設立されてないからやということでは町は答弁してきたんですが、今のこの事実を見ると、全くそのことが、当初から地縁団体の設立をやってくださいよ、土地開発公社の用地も売買契約をしなければなりませんからということでは言うてて、その時から言うてて、ずうっと言うてたのに、地縁団体を設立しなかって、そやから地縁団体がでけへんかったから工事を中止したんやという理屈やったらわかりますけど、私が9月に一般質問で言うて初めて地縁団体のことを行政が地元で説明した。そしたら、その中止届ということを出した理由そのものが通ってないような気がするんです。その点はどうですか。

○議長（浅井正八君） 中野収入役。

○収入役（中野秀樹君） 地縁団体の設立につきましては、私が当時の自治会長に直接そ

うした話をいたしました。私は平成12年の3月31日まで総務部長の職にあったわけですが、私が総務部長の職にあったときに、直接当時の東川自治会長に地縁団体の設立を行うようにということで指導をいたしました。理由につきましては、先ほど申し上げたように、一部分土地開発公社の用地を買うに当たって、地縁団体を設立することによって地縁団体名義で登記が出来ますから、そうした形での指導を行ったということでございます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、私はこの地縁団体そのものについての部分について非常に、これは私もそういう情報を知ったのがほん最近ですんで、その中で、それまで自分自身が調べてきたこと、あるいは全くこれまで闇に隠れてわからなかったことというのがわかってきまして、いわゆる全体像、この事件の全体像が見えてきました。

実際、私自身は、この峨瀬自治会集会所建設は、基本的には全自治会員が集会所の建設すら知らない平成9年2月にもう始まっていて、それで峨瀬自治会役員の要望を町が不当に受け入れたことにまず問題があると思うんです。町へ日本建設が納めた1,440万円の施設協力金を、土地で還元する目的で4棟目の1,440万円の施設協力金を、公共施設整備基金に納入せずに一般会計へ納入したのではないのか。しかも、1,440万円分の町有地を無償譲渡する際、本来町は斑鳩町財産規則に基づき適切に事務執行がなされ、平成12年度の段階で議会の議決を得ていなければならないのである。それどころか、小城町長は、12年6月5日に町有地247.95平米や土地開発公社用地107.59平米を峨瀬自治会と正式な契約もしないまま集会所用地として使用させる旨の土地使用承諾書を不当に交付した。まさにこの土地使用承諾書が、平成9年2月の峨瀬自治会からの要望を受け入れた証であります。平成12年9月で、峨瀬自治会集会所建設問題を私・西谷が一般質問したとたん、町のずさんな事務執行が発覚し、小城町長は集会所工事着工届を受理した1週間後の平成12年9月14日に峨瀬集会所の工事中止届を、当時の東川自治会長に提出させました。その後、3年以上も基礎工事のまま放置する結果となりました。幾ら平成15年9月議会の、小野議員が賛成討論をし議会の議決を得たとしても、平成9年2月から始まった峨瀬自治会集会所建設の不当な事務執行の実態を消せません。3年半にわたり町民のため公金の不正支出や町有地等の財産管理を議会で指摘した私・西谷に対し、前峨瀬自治会長宮本勝吉氏が代表となり、政治倫理審査会にかけられ、厳重なる処罰をと求められている中で、私は議員生命をかけ

町民皆さんのために、また13年間議会議員として公金の不正支出等の行政の厳しい監視役をしてきた自分自身のために、峨瀬集会所建設問題を徹底的に立証していきます。

次に、町が峨瀬自治会に交付した集会所補助金について問いたいと思います。

斑鳩町土地開発公社用地107.59平米、購入代金782万6,615円に対し、町から土地購入補助金391万3,000円、集会所建設費3,316万5,500円に対し、町から建設費補助金1,500万円の計1,891万3,000円を、いつ、誰に、どのような理由で交付したのか、収入役にお尋ねいたします。

○議長（浅井正八君） 中野収入役。

○収入役（中野秀樹君） 集会所用地購入に係ります補助金391万3,000円は、平成15年12月9日付の当時の峨瀬自治会長宮本勝吉氏からの請求書、これは要綱第12条に記載をされております請求書でございますが、これに基づきまして、平成15年12月25日、指定口座に入金をいたしました。また、建設に係る補助金1,500万円は、平成16年3月31日付の当時の宮本自治会長からの請求書に基づき、平成16年4月26日に、現自治会の代表口座に振り込んだものでございます。いずれの手續につきましても、地域集会所施設整備費補助金交付要綱に基づき交付したものでございます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） その集会所補助金を出された時には、峨瀬自治会長は山岡氏に替わってたと思うんですが、それは間違いですか。

○議長（浅井正八君） 中野収入役。

○収入役（中野秀樹君） 16年4月26日には、現自治会の代表口座に振り込んだという事で、現自治会長は山岡氏であります。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 私の記憶が間違いなのかもしれませんが、情報公開した時に、たしか口座については代表宮本勝吉氏であったような記憶があるんですが、今の収入役の答弁間違いございませんか。

○議長（浅井正八君） 中野収入役。

○収入役（中野秀樹君） 請求につきましては宮本勝吉氏でございます。で、4月26日に振り込んだ際には、山岡氏に替わっておられるということで、現在の山岡自治会長の口座に振り込んでいるということでございます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、次に移りたいと思うんですが、斑鳩町公共施設整備基金設置管理及び処分に関する条例は、私はこの条例は、公共施設が対象であると思います。峨瀬自治会集会所は公共施設ではありません。なぜこの条例に反する所有権の移転まで町がしたのか、お尋ねしときたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中野収入役。

○収入役（中野秀樹君） 今のご質問につきましては、町有地を無償譲渡した法的根拠ということだと思うんですが、確保した集会所用地を無償譲渡することの法的根拠につきましては、地方自治法第237条第2項において、財産の管理及び処分として、「地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。」と規定がされております。また、地方自治法第96条第1項第6号におきまして、議会の議決事件として、「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。」と規定がされておまして、これに基づいて、平成15年9月議会において財産の無償譲渡についての議案を上程し、無償譲渡したものでありますが、以上が無償譲渡についての法的根拠であります。

以上です。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、収入役が言われる中で、議会の議決を得て、平成15年の部分ですが、実際には私はあれは追認であって、本来から言うたら、平成12年の時点で議会の議決を得るべきやし、当然平成9年から、今の説明を聞いてますと、平成9年から少なくともこの1,440万円分については無償譲渡をするということで、行政がその事務執行を進めてきたし、ましてその土地使用承諾書ということの中では、当然今言われているような無償譲渡をする前提でそういうことを出される。

そしたら、素朴にお尋ねしますが、今、収入役は、15年の9月議会で議会の議決を得たということなんですが、何で12年の時にそしたらそれが出来なかったんですかね。

○議長（浅井正八君） 中野収入役。

○収入役（中野秀樹君） 平成12年に、今、出来なかったということではなくして、そ

うした条件が整っていなかったということではないかというように考えております。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、今の収入役の条件が整っていないというのは、具体的にどのような条件が整っていなかったということなんですか。

○議長（浅井正八君） 中野収入役。

○収入役（中野秀樹君） 所有権を移転する際には当然地縁団体として、自治会名義にする場合は地縁団体としての設立が必要であります。そうしたことの手続がされていなかったということがあろうかというように思います。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、地縁団体の関連について移りたいと思うんですが、私・西谷に、平成15年12月2日、峨瀬自治会宮本勝吉氏の代理人である川崎全司弁護士から、地方自治法第260条の2、第2項に定める地縁団体認可申請の法の解釈を誤っているとの内容証明が送られてきました。

そこで、助役に、地方自治法第260条の2、第2項の法の解釈についてお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 地縁団体認可申請の法の解釈を問うと、助役に問うということでございます。

そもそも、自治会は、法人格を持っていない権利能力なき社団であります。こうした自治会が法人格を得るため、地方自治法第260条2の規定に基づき、一定の要件に該当するものは、地縁による団体の申請に基づいて町村長の認可を受けて法人格を取得する、いわゆる法律上の権利義務の主体となることが出来るという制度がございます。

この法人格を得るためには、法律によって認可の要件がございます。この要件につきましては、ご存じのように、地方自治法第260条第2項によって4要件が定められているわけがございます。この4要件に適合すれば、町村長として地縁団体を認可することになるわけがございます。この4要件の中には、自治会とつながる要件が定められておるわけがございます。

その4要件の1番といたしましては、1項といいますか、いたしましては、前段を省かしていただいて、共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められることということでございます。2号には、地縁による団体のかんせい地域が、住民

にとって客観的に明らかなものとして定められているということは、やはり自治会であるということを客観的に明らかに定めることの要件でございます。次に、3号につきましては、地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は構成員となることが出来るものとし、その相当数の者が現に構成員になることということを定められておるわけでございます。これも自治会とのつながりによる構成員という確認が出来ると、このように私は解釈します。次に、4点目に、規約を定めておくことと、こういう要件がございます。いわゆる法人格を得る上では、自治会が規約を定めて団体の名称や目的を対外的に明らかにし、組織の管理方法を明確にしておく必要があるということから、当然この要綱の中には、自治会の規約に基づいて創設された総会において認可申請をする旨の議決を行うという認可要件に入るとるわけでございます。

こういうことの解釈をもって、私は自治会等が地方自治法第260条2の認可を受け、地縁による団体として法人格を持ち、法律上の権利義務の主体となることを有するのみであり、これまでの自治会活動の性格と何ら変更はないと私は解釈をしておるところでございます。

今、西谷議員がご指摘の地縁団体認可申請による項の解釈、これが私が説明を申しましたとおりでございます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、今の助役の中で、4つの要件が必要だということの中で、相当数が入っているということの中では、この相当数というのは、助役はどのように考えておられますか、その相当数というのは。

○議長（浅井正八君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 相当数の判断でございますけども、各地域における自治会の加入状況を勘案して、各市町村ごとに個々具体的に行うものですが、一般的には区域の住所の過半数の構成になっている場合、相当数ということをおは解釈してます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 私は、地方自治法第260条の2、第2項の地縁団体認可申請の法の解釈は、自治会規約の2分の1以上の賛成者があれば地縁団体は設立出来るが、そもそも地縁団体そのものは、土地購入や登記等の、助役も言われましたけど、登記等の便宜上のものであり、仮に反対者がいたとしても地縁団体の設立は可能である。しかし、峨瀬自治会の地縁団体認可申請は、宮本自治会長が集会所建設及び地縁団体の詳細な

説明を自治会にすることもなく、構成員となったことすら知らない自治会員が後で構成員となられた事実を知った中、自治会員が地縁団体を脱会したいと言ったら、宮本自治会長は、地縁団体を脱会すれば峨瀬自治会をやめることになるということをビラで全自治会に配布したが、地縁団体認可申請はそのような法の解釈ではないと思います。

そこで、先ほど助役が言われたことの中で、相当数、過半数ということの中で、平成12年度で東川自治会長が地縁団体認可申請の賛成者を193署名集めたが、この時に、今、言われている法の解釈に照らせば、地縁団体の認可申請は東川氏の代で出来たのではないか。なぜ東川自治会長は、地縁団体の認可申請が出来なかったのか、まずこの点について答弁を求めたい。

○議長（浅井正八君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） まず、峨瀬自治会から地縁による団体の認可申請は来なかったということでございます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 助役は、出なかったからやということなんですが、実際にその時に行政指導で、今、平成15年の7月15日の申請には自治会の半数以上の賛成があったら、自治会の総会で議決があれば、それで事足りる、あるいは自治会の議決があれば、自治会員個々の同意を得る必要はないということで、私に来た内容証明の中にも書かれています。そういう論法からしますと、この、今、助役は、申請が出なかったからということをおっしゃいましたが、申請を出すということの中で、行政が自治会員個々の承認を、承諾を得てくださいという行政指導があり、結果として当時の東川自治会長は全員の賛成を得られなかったので断念したんだという話を聞いているんですが、この話と、今、助役が言われている単に申請書が出なかったからですという話とは、非常に私は矛盾すると思うんですが、その点はどうですか。

○議長（浅井正八君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 今、西谷議員のおっしゃることにつきましては、自治会内の問題だと私は思うわけでありまして、したがって、その承諾を得るとか得ないとかいうことについては、これまでも指導した経緯もあるように聞いておりますが、いずれにいたしましてもやはり自治会の事情によって色々問題が起こることがございます。そういうことで、自治会がきちっとした内容で申請出せば、当然それを受け付けなければならない。そして、要件がすべて満足するならば、これは許可を与えなければならないとい

うのが、これはルールでございます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、助役の中で、いや、そしたらね、私が言うてるのは、もっとシンプルに、要は、地方自治法第260条の2、第2項で、少なくとも自治会の総会の要は過半数でもって地縁団体の認可申請が出来たでしょう。町についても、その4要件を満たしていたら、町は速やかに地縁団体のその認可をしなければならへんでしょう。その中で、そういう状況の、そういう法的な解釈の中で、15年の7月15日には確かにそういう理由で認可をしましたと、申請を受けて30日に認可をしましたというんですが、その前の平成12年の段階で、今の平成15年の地縁団体の認可申請、あるいは認可の手続を見てたら、自治会の事情がどうであれ、少なくとも半数以上地縁団体について賛成があれば、自治会の総会であればそれが出来るということでやってるのに、なぜその時にされなかったのかということをお聞きしてるんですよ。

○議長（浅井正八君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 私が先ほど申しましたように、自治会から申請がされなかった。自治会の内容については、十分とした把握はしておりません。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 助役ね、この前の時に同じような質問を私さしてもらったんですが、その時には、助役は、いや、それは、当時の峨瀬自治会の中で、宮本昭太、あるいは山岡幸次郎が代表となって、以下91名で、平成12年10月8日の臨時総会の分については、あれは無効やと、再考してくれというような要望書が上がってきたと、そういう中でそういう説明を私は聞いたように思うんですが、前回と今回と言われている意味合いが違ってらるんですが、その点についてはどうですか。

○議長（浅井正八君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 確かに西谷議員のおっしゃるように、平成12年の11月頃だったと思うんですが、自治会の93名の署名によって再考をしてほしいという要望が確かにありました。それは真摯に受けて、こういうことを自治会の方からは要望出てますよということですね、十分考慮しなさいということは確かに言いましたけども、その中の事情については私は把握してないということでございます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） そしたら、町として平成12年11月14日に、峨瀬自治会員9

3名の要望書を受理し、少なくともその内容を理解した、要望書の内容を理解したということでもいいんですね。私は、平成15年7月15日に宮本自治会長が町へ提出した地縁団体認可申請についても、これは徹底的に法的手段により立証いたします。

次に、3番目の質問に入りたいと思います。

法隆寺東部土地改良区の非農家に対する土地改良法第36条8項について、町の法の解釈を聞きたいと思います。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず、土地改良法第36条8項の規定についてでございますが、これは土地改良区が土地改良事業を実施するに伴い、組合員以外の方に受益をもたらせる場合、こういう場合においては、定款に定め、都道府県知事の許可を受けることによりまして、当該受益者から受益の範囲内で経費の一部を徴収出来るというものでございます。

ご質問の法隆寺東部土地改良区につきましては、このような定款の定めはなされていない。そういうところから、当土地改良区が非農家に対し費用について協力依頼されている、この件につきましては、これは土地改良法第36条第8項によるものではございませんで、双方合意による民事契約と解釈するものでございます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 土地改良法に基づく徴収ではなくて、双方が合意の民民によるということで今お聞きしました。ところが、法隆寺東部土地改良区の芳村理事長が代表となり、私を政治倫理調査会にかけ、その時に提出された資料1-1がここにあります。ちょっと読み上げさせてもらいます。

法隆寺東部土地改良区における放流同意金と水路管理費の基本的な考え方ということで、放流同意金、非農家住民が農業用水路（国水）に雑排水を流す権利を得る金やと。水路管理費、東部土地改良区が負担した水路維持管理費用の一部を協力する義務がある（協力金としてもらっている）ということがあるんですが、こう主張されているんですが、非農家が水路管理費を支払う義務があるのか、再度お尋ねいたします。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） その件につきましては、先ほども言いましたように、これは土地改良法の定め、規定によらないものでございますから、あくまでも双方合意という民事契約でございますので、合意が成立しない場合はその義務はございません。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今の部長の答弁は、非農家が水路管理費を払う義務がないと、民の部分ですから当然、法的に根拠がないんですから。私は、法隆寺東部土地改良区の役員は、放流同意と水路管理費の基本的な考えが私は間違っていると思うんですね。この水路管理費について東部土地改良区が負担した水路維持管理費の費用の一部を協力する義務がある。こういうのが堂々と、私がけしからん議員やということで出した資料に出てきてるんですよ。こういうことをやっぱり行政として、土地改良区が基本的な考え方が間違っていたとしたら、私は町が行政指導をしてただしていただきたいというふうに思います。

次に、この水路については、相当住民の方から色々お聞きをいたしました。片方では、今部長が言われるように、民の契約で納得していただけたら払っていただく、協力してもらうためのもんやということを言われているんですが、実際には払わなかったら、溝を埋めたるか、あるいは生活雑排水のパイプに栓したるかとか、あるいは軽四のトラックで乗り付けられて、お前か、この辺で水路管理費払わんでええいうて言いふらしてんのはというような、およそ協力をしてもらうという姿勢とは大違いな現状があります。非常によそから来られた新しい住民の方々は憤慨されております。

私は、行政としてちゃんと、法的に根拠がないし、水路管理費を非農家が負担しなければならない義務もないということのを是非伝えていただきたいと思います。

次に、4番目の斑鳩町政治倫理条例について質問をいたします。

まず、斑鳩町政治倫理条例の目的は何か、お答えください。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 斑鳩町政治倫理条例の目的は何かというご質問でございます。

この条例の制定に当たりましては、議員皆様方で種々検討された、そうした結果、議員発議により平成12年12月議会に提案され、議決後、制定されたものでございます。

ご質問の目的につきましては、西谷議員もご承知のとおり、条例第1条に定められているとおりでございます。町政の担い手たる町長及び町議会議員が、町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、町民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのない

よう必要な措置を定めることにより、町政に対する町民の信頼に応えるとともに、併せて町民にも町政に対する正しい認識と自覚を喚起し、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与するというもので、こういうことで記述されております。そういったことが目的でございます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 私もそうやと思いますし、そういう政治倫理条例でなぜ私が連発で2回も受けんならんのかなというのは素朴に思ったものですから、目的が変わったのかなということでちょっと確認させてもらったわけです。

次に、今回峨瀬自治会と東部土地改良区の2件について、政治倫理審査会への調査請求について町へ問い合わせがあったのか。あったとするなら、どのような指導をされたのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町への問い合わせがあったかというご質問でございますが、調査請求の提出に係る手続についての問い合わせはありました。そのことにつきましては、適正な指導をさせていただいた経緯がございます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、政治倫理審査会の事務局としての対応をお尋ねしたいと思うんですが、政治倫理審査会の調査請求人の氏名の開示はなぜ出来ないのか、お尋ねしときたいと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 今、申されておるのは、いわゆる審査に付するためのその時の署名を集められた、その署名をされた方々の氏名の関係かと思いますが、これについては個人情報でございますので、開示することは出来ないということでございます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 個人情報であれば、なぜ開示出来ないんですか。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） そういった個人情報については、あえて本来の請求、どういった内容の関係の請求が何人の関係であったかということについては開示する必要はあるかもわかりませんが、誰が、どの人が開示したということについては特に開示する必要がない、個人の情報を保護する必要から必要ないということでございます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 個人の情報を保護するということで部長は言われましたが、私に対する2件の政倫審は、自治会に回覧で署名を集められた事実がありますが、町はそれを把握されておりますか。町民が一議員をけしからんと、政倫審にかけるなら堂々とその名前を示すべきであり、その町民自身が、町の見解とは違い、回覧板で署名を集めているというので、誰がしたのか漏れてきています。町もこの実態を把握して、町民自ら堂々と自治会を通じて回覧で署名を集めているくらいですから、個人情報の保護をしてほしいとは思っていない、私はそう思う。実際、私に対し、誰が議員としてけしからんと、何の法律でおかしいということで主張されているのか、是非公開すべきであると思うんですが、再度お尋ねしときたいと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 我々といたしましては、個人情報保護条例に基づいて開示すべきものを開示しますし、必要のないものは開示しないということで、条例に基づいて事務処理を行います。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） これにつきましては、またの機会があると思いますので、これで私の一般質問を終わります。

○議長（浅井正八君） 以上で、4番、西谷議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午後0時3分 休憩）

（午後1時0分 再開）

○議長（浅井正八君） 再開いたします。

午後から吉川議員には欠席の連絡を受けています。

続いて、11番、三木議員の一般質問をお受けいたします。11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 浅井議長のご許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、先ほど議長の方にはお許しを得ておりますが、私が体が大きいせいか、ちょっとこの場所では窮屈なので、横に立って質問させていただきますことをお許してください。

まず、初めに、6月の議会を質問するに当たりまして、ここに立ち一般質問出来るこ

とを、今回は特に嬉しく思っております。また、今回も市町村合併の質問をさせていただきますが、いつもご答弁いただいております小城町長が、この席に座っていないことに対し寂しさを覚えます。9月議会を楽しみにしております。

では、1つ目の市町村合併についてお尋ねいたします。

5月10日、第12回合併協議会が上牧で、第6回新市の名称、事務所の位置検討小委員会、また第6回新市建設計画策定小委員会も終わっております。では、今後の法定協の日程と斑鳩町の方向性についてですが、私も法定協、また合併特別委員会等で日程等の経緯は把握しているつもりです。今回この質問をさせていただきますのは、情報提供の日程が当初よりかなり遅れております。町民の方々も、なぜこんなに遅れているのか不安を持っております。

お尋ねいたします。情報提供、住民説明会、住民投票についての内容と時期について、町の方の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 小城町長が病氣静養中で、常に一般質問で適切な答弁をしているわけでございますけど、現在病氣の回復に向かって戦っておられます。9月議会には必ず元気な姿でここにお座りになると、このように考えておりますので、先ほど三木議員もおっしゃったように、よろしくご配慮のほどをお願いしたいと、このように思います。

1番目の問題につきましては、まず私の方から説明をさせていただきますと、後は、補足する分については総務部長の方から答弁させていただきます。よろしくご配慮のほどお願いします。

今後の合併協議会の日程についてでございますけども、今月の10日、7月7日、そして8月4日の計3回が現在開催予定であります。今月と7月の合併協議会におきましては、すべての協定項目が提案される予定と聞いております。そのため、早ければ8月の合併協議会にてそのすべてが確認される見込みであります。

合併の情報提供につきましては、合併協議会で現在協議中であります財政計画等を含む新市建設計画、いわゆる素案でございますけど、と財政シミュレーション及び新市の名称や事務所の位置など協定項目と、それに含まれる事務事業の取り扱いが主体になってくると思われまして、さらに、斑鳩町独自で、合併しない場合の財政シミュレーション等を提供し、合併した場合と合併しない場合の比較しやすい資料の作成に努めている所

存でもございます。

これからの情報につきましては、住民説明会を通じて提供させていただく予定となっておりますが、その時期につきましては、先ほど申し上げました協定項目の確認後、日程及び場所を調整してからとなりますので、早ければ9月頃から実施出来るのではないかと、このように考えておるところでございます。

住民投票につきましては、当町も含めまして3町でその実施を検討されていると聞いておりますが、その実施日につきましては、これから住民説明会の状況を考慮し決められていくのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 日程につきましては、今、助役さんの方から6月、7月、8月、法定協が開かれることで、7月の合併協においてすべての協定項目が提案され、早ければ8月の合併協ですべて確認されるということですが、また情報提供については、斑鳩町独自の合併をしない場合の財政シミュレーション等を提供し、合併した場合と合併しない場合の比較しやすい資料を作成中とのことでございます。

情報提供、また説明会が8月、9月ということですが、当初の予定では今年の3月ということでした。先ほども申し上げましたように、住民はなぜ半年近く遅れるのか、心配と不安を持っているわけですが、実は先日の太子の都のシンポジウムにおきまして、豊岡市の中貝市長さんが、情報提供と説明会については、2年間の計84回開いているというふうに言っていました。これは、法定協を含めてその前から会議があるごとに住民に対して説明に行っているという、そういうやり方もあるというふうに聞いております。豊岡市の場合は、1市5町です。これも対等合併でございました。豊岡市という市があつて、他が5町ですので、当然リーダーシップは豊岡市の中貝市長さんがとっていかれたわけですが、西和7町においては、7町のことでございますので、そこで誰か1人がリーダーシップをとってどんどん進めていくという、そういう状況ではないということもわかるわけですが、そこで7町合併協議が崩れた場合の町の見解をお聞かせいただけますか。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 最近の新聞報道による県内の市町村の合併協議の状況を見てまいりますと、合併協議会離脱という決断をされた市町村があり、それぞれ地域性に応

じた事情があって各々対応されたところと思われます。7町におきましても、例外ではなく、各町それぞれ独自の問題を抱えており、住民説明会、住民投票など、住民の意向の確認をした後で合併協議会を離脱される町が出てくる可能性はないとは否定出来ないと考えております。そして、7町合併の是非についての結論が、仮に合併しないとなった場合、住民の意向も十分踏まえた上で、慎重に議論を行う必要があるかと思われます。

しかし、現在、住民発議による合併協議会において、合併協議が進められているところでもありますので、まずは合併の是非を含めた7町の合併に関する協議を進めていくものと認識しているところでございます。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） ただいま部長の方から崩れた場合の所見をお聞かせいただきましたが、県内においても、合併協の離脱が多く、現在のところ、新庄、當麻だけで他は大変厳しい状況のようでございます。

ご説明いただきました各町それぞれの独自の問題を抱えているのが現状ですが、お隣の安堵町さんにおきましても、既に12月、3月議会においても、吸収でも、また対等でも、どちらかでも今回の合併を機に考えていきたいという意向を持っているようでございます。

そこで、さらにお尋ねいたします。7町の枠組みが崩れた場合、斑鳩町の進むべき方向性について町のお考えをお示しくください。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほど申し上げましたように、仮に合併しないという結論になった場合、本町といたしましては、単独で存続するのか、また引き続き他の枠組みでの合併協議を行うかなどについて、住民説明会の際に、住民の皆様からいただいたご意見を十分参考にしながら、慎重に議論を行う必要があると考えております。斑鳩町で単独で存続するのであればもちろんのこと、他の枠組みで合併するといたしましても、歳入歳出全般にわたる抜本的な見直しを全庁的に行いながら、歳入規模に見合った財政構造への転換を図り、どのような社会経済情勢の中でも、安定した住民サービスを将来にわたって継続していくための行財政基盤を確立することが重要であると考えておるところでございます。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） この合併するしないということにつきましては、今後の動向を見なければならぬと思っております。他地区におきましても、色んな、もし崩れた場合のことでは考えているところが多いというふう聞いております。住民の意向ということも聞きながらですが、この辺も配慮しながら今後進めていかなければならぬいもんだと思っております。

次に、斑鳩町の財政再建についてお尋ねいたします。

国において、国庫補助負担金の4兆円の縮減、廃止、及び地方交付税の抑制による財源保障機能の縮小、またこれに代わる財源として税源移譲など、いわゆる三位一体の改革が進められる中、地方財政はさらに厳しい局面を迎えております。

このような中、各団体においては、財政再建に向けて、歳入面では各種税金の増税や税金の徴収率の向上、各種サービス料金の値上げ、高齢者や低所得者の負担軽減のあり方や支援方法の見直しなど、歳出面では、特別職、職員、議員などの削減による人件費の抑制、事務事業の廃止等を含めた見直し、未利用資産の活用、公債費負担の軽減などに取り組まれております。

それでは、斑鳩町における財政再建についてはどのように考えているのか、見解をお聞かせください。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 本町の財政は、経済状況の悪化による町税の減少に加え、地方交付税についても国の抜本的な制度見直しの影響により、平成13年度以降大幅に落ち込んでいる一方、扶助費、公債費等の義務的経費は依然として高い水準にあり、また特別会計への繰出金が増加の一途をたどっております。その結果、これ以外の歳出を抑制せざるを得ない、硬直化した財政運営を強いられております。

平成16年度の一般会計予算は、財源不足を補うため、公共施設整備基金や都市計画事業整備基金の取り崩しや臨時財政対策債、減税補てん債などの特例的な町債を確保するなどして財源調整を図っておりますが、今後の補正措置等を考慮すれば、かつてない深刻な状況となっております。このような深刻な状況を立て直し、安定した住民サービスを将来にわたって継続していくためには、次の3点を重点に財政健全化に向けた取り組みが必要であると考えております。

まず1つ目といたしましては、徹底した内部管理経費の削減であります。これまでも事務の執行にかかる経費の削減、適正な人員の配置と厳しい定員管理を行ってまいりま

したが、さらに厳しいレベルでの人件費の削減を行うなど、徹底した内部管理経費の削減に取り組む必要があります。

2つ目といたしましては、事業の簡素化と行政の守備範囲の再構築でございます。地方公共団体の行う事務は、年々肥大化する傾向にあるため、定期的に適切な検証や見直しを行い、経営資源の有効利用の維持、向上を図る必要があります。必要性、有効性、効率性、公平性等の観点から、サービスを続ける妥当性が乏しい事業は、早期に廃止、縮小等の見直しを図る必要があります。また、住民に対して行政が提供するサービスコストと限界、住民と行政の役割分担や適切な受益者負担についての理解を求め、自治会等の住民組織、NPOやボランティアなどの力を生かすことにより、地域社会との連携を図る必要があると考えております。さらに、外部委託、PFI等の民間活力の導入、業務形態の再検討など、行政の守備範囲の再構築を行い、事業の簡素化を図る必要があります。

最後の3つ目といたしましては、住民負担の公平の確保でございます。これまでのサービスのあり方の中でも、ともすればサービス利用者のみに着目し、サービスを利用しない納税者一般への配慮が行き届かない面がなかったとは言えません。地域社会全体で負担すべきものを除いては、受益者負担の原則に則ったサービス提供により、住民負担の公平性を最大限に確保出来る取り組みが必要であると考えております。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） ただいま部長の方から財政健全化について3つの問題があると、これをやらなくてはならないということですが、確認しますが、徹底した内部の管理経費の削減、事業の簡素化と行政の守備範囲の再構築、そして住民負担の公平の確保ですが、今後とも受益者負担の原則に則って住民サービスの向上に取り組んでいただきたいと思っております。この問題につきましては、8月、9月ぐらいも含めまして私も注目してまいりたいと思っております。また、9月議会でもこの件についてはまた取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、次の福祉の高齢者介護と精神障害者についての質問をいたします。

2015年には、昭和21年から25年までに生まれたいわゆる団塊の世代が65歳になる時代であります。我が国の高齢化にとって大きな意味を持っていると報告書にも上がっておりますが、お尋ねします。報告書「2015年の高齢者介護」について、介護サービスを支える人材の資質の確保と向上させる仕組みをつくる事が出来るか。ま

た、介護従事への任用後の継続的な体系的な研修の仕組みを構築する必要があるのではと考えますが、斑鳩町としての見解をお聞かせください。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今後の高齢者介護のあり方につきまして検討するため、国の方では平成15年度に「2015年の高齢者介護」というのが取りまとめられています。その中で、サービスの質の確保と向上が今後の高齢者介護において重要である旨の報告もなされているところでございます。介護サービスの質を確保していくためには、サービスを提供する人材の確保と資質及び専門性の向上が非常に重要な課題であり、今後介護職員等に対します研修事業等を適切かつ確実に進めていく必要があるのではないかと、このように考えております。

現在のところ、研修の内容といたしましては、県が主催をいたしまして毎年実施をいたしております介護支援専門員現任研修、介護支援専門員実務研修、ケアマネージメントリーダー養成研修、サービス提供責任者研修、ホームヘルパー研修、広域での在宅介護支援センターが中心になって実施をいたしております民間事業者振興事業を通しての介護従事者への研修等がございます。また、在宅介護支援センターが主催をいたします地域ケア会議におきまして、ケアプランの作成指導とかケース検討を通して介護支援専門員の資質の向上にも努めているところでございます。

今後、報告書でも述べられておりますように、団塊の世代が高齢者となります2015年に向けまして、その時代に対応出来る介護の仕組みづくりが必要であり、その中でも重要とされております介護サービスを提供する者の資質の向上に向け、現在県等で実施をしている研修のより一層の充実を図っていくよう主催機関にも働きをかけまして、また保険者であります町といたしましても、介護サービスの要であります介護支援専門員を中心に資質の向上を目的とした施策を充実するように努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、次に、高齢者の意志決定を補足し、利用しやすい仕組みづくりを支援することが出来るか。

1つ目としまして、権利擁護事業の拡充を行い、金銭管理、小額の財産管理を充実させることが高齢者の権利を守る施策であることについて、町の見解をお聞かせください。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、ご指摘の権利擁護事業の関係で、地域福祉権利擁護事業につきましては、在宅の高齢者や知的障害者、精神障害者の方々のうち、自分に必要な福祉サービスの選択、サービスの利用契約、利用料等の支払いなど、自らが判断することに自身のない方が安心して地域で暮らせるように、福祉サービスの利用や日常の金銭管理等を補助する事業ということでございます。ということで、この事業を利用いたしますには、契約を結んでいく必要がございます。事業を利用することについて理解をしていただき、利用する意思表示を出来る方が対象となっているところでございます。当町におきましては、斑鳩町社会福祉協議会において実施をしております。

奈良県下で5つのブロックに分けて実施をされており、斑鳩町は大和郡山市のブロック、社会福祉協議会のブロックに該当をいたしております。利用相談がございましたら、町の社会福祉協議会が相談窓口となりまして、大和郡山市社会福祉協議会と連携を図る中で、利用者の方々の支援をしていくというような形となっているところでございます。

なお、現在までに当町の社会福祉協議会に問い合わせというのは何件かございましたけれども、利用をしていただくというところまでには至っておらないという状況でございます。周知につきましては、いかるが社協だよりも事業内容を掲載したりいたしました。また、町の民生・児童委員の方々に事業内容等をご理解をいただきまして、地域で必要な方がございましたならば、町の社会福祉協議会と連携をとっていただき、制度の利用につなげていただくように努めているところでございます。

なお、今後、利用のご希望が出てきた場合にスムーズに対応が出来ますように、より町の社会福祉協議会との連携を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今のご回答につきまして、問い合わせは数件あったが、利用はまだまだない状況ということでございます。利用者の希望が出ました場合には、福祉協議会との連携をとって、一層丁寧な対応をしていただきたいと思いますと思っております。

それでは、利用しやすい仕組みづくりの支援についての2番目の質問にさせていただきます。

成年後見制度の利用促進のための支援と法整備を自治体を中心に行うことにつ

いて、町の見解をお聞かせ願います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 成年後見制度につきましては、従前の民法上の禁治産、準禁治産の制度及び後見人、補佐人の制度が改正をされまして、平成12年4月1日から施行をされております。この制度は、判断能力が不十分な痴呆性の高齢者の方、知的障害者の方、精神障害者の方等の日常生活を法律的に保護する制度で、私法上の法律関係を規律するものであるため、本人、配偶者、4親等以内の審判等の申し立てに基づく利用に委ねるということが基本となっております。

しかし、本人に配偶者、または4親等内の身寄りがない場合など、当事者による申し立てが期待出来ない状況にある方につきましては、成年後見制度の利用を確保するため、市町村長に後見開始の審判の申立権が付与されているところでもございます。こういった状況にあります当事者により申し立てが期待出来ない状況にある方につきましては、町といたしましても、状況等的確に把握をいたしまして対応をしてみたいと、このように考えているところでございます。

こういった状況にあります当事者の方が、審判の申し立てに要します費用負担が困難なことなどからも、利用出来ない状態に陥らないというために、町におきましても予算を確保いたしており、利用の対象者が出た場合につきましては、この状況等を的確に把握をして対応をしてみたい、このように考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 利用者の対象者が出た場合は、予算は確保しておられるとのこと。状況を把握しながら対処いただくようお願いしておきます。

次に、高齢者介護についてですが、施設が地域の小規模・多機能施設を運営出来るようにすることと、地域に介護を受けやすい新しい「住まい」の提供を行い、小規模・多機能施設をこの中で運営出来るようにすることについて、町の見解をお聞かせください。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 先ほどもお答えをさせていただきました国が策定いたしました「2015年の高齢者介護」の報告書の中に、今後の高齢者介護のあるべき姿の目標といたしまして、高齢者の尊厳を支えるケアの確立というものが挙げられているところでございます。この目標達成の手段の一つといたしまして、在宅で365日24時

間安心を提供する小規模・多機能サービス拠点の整備の必要性というものが報告をされております。

具体的に申し上げますと、小規模・多機能サービス拠点の整備と申しますのは、施設の人的・物的資源を地域に展開をいたしまして、在宅サービスの拠点を施設外に設け、地域の高齢者を支援していくということであると、このようにまとめられております。

施設の整備につきましては、現在、介護保険制度を持続性可能な制度とするため、県の高齢福祉計画とか介護保険支援計画の中で圏域ごとに整備計画が立てられ、国の補助を受けながら整備をしていく仕組みとなっております。この報告書は、平成16年度で終了いたしますゴールドプラン21の次の10年計画を立てるための指針にもなるように報告をされているものでございます。今後、この計画書をもとに、国の方でも次期高齢者福祉計画が策定されていくわけでございますけれども、その中で、小規模・多機能サービス拠点の整備の必要性というものが国より確認をされた場合、補助制度もあわせ国によりその指針が計画書の中で示されてくると、このように思われます。

町といたしましては、今後の国の動向を見ながら、国の高齢福祉計画に沿って町の高齢福祉計画の策定に入り、この施設の整備においても検討をしていかなければならないのではないかなというようにも考えているところでございます。

また、新しい「住まい」の影響における小規模・多機能施設の運営についてでございますけれども、報告書の中では、新しい「住まい」とは、バリアフリー仕様や緊急通報装置が配置されました高齢者向け優良賃貸住宅やシルバーハウジングやグループホーム、特定施設に指定をされました優良老人ホームなどが挙げられております。この件につきましても、今後、国において具体的に高齢者計画に反映されてきた場合には、町の高齢福祉計画の中でもこの項目につきましても検討を行っていき、高齢者の方が安心して暮らせる仕組みづくりというものも取り組んでいかなければならないのではないかと考えております。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） どうか、高齢者の方が安心して暮らせる仕組みづくりを積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、精神障害者福祉についてですが、斑鳩町で精神障害者の方は何人おられるか、またそのうち何人の方が在宅サービスを利用しているかということですが、平成15年4月より支援費制度は開始しましたが、対象者は身体障害者、知的障害者となっております。

、現行制度では精神障害者は対象になっておらず、身体障害者、知的障害者と比べ、精神障害者に対する受け入れ態勢は少なく、今後積極的に支援を行っていく必要があるものと考えます。

精神障害者の行政サービス機関としては、1に市町村、2に保健所、3に精神保健福祉センター、4に県健康増進課の4つが業務分担を行っております。町は身近な窓口として、ホームヘルプサービス、ショートステイ、グループホームの業務を行っているが、内訳等を、町の見解をお示してください。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 平成14年の4月から、事務の権限移譲等によりまして、精神障害者が地域で生活を送りながら、自立と社会復帰の促進を目的に日常的な支援として、在宅でのホームヘルプサービス、ショートステイ、グループホーム、こういった在宅福祉のサービスを行っているところでございます。

また、精神障害により、長期にわたりまして社会生活への制約を受ける方に対しての、精神障害者保健福祉手帳の交付、通院医療費公費負担制度の受給の窓口の業務も行っていただいております。この2つの業務につきましては、福祉課の方で担当をさせていただいております。また、保健センターにおきましては、精神保健福祉や生活に關します助言、そして相談及び医療費助成制度を行っております、両課が共に連携をして精神障害者の方々の支援を実施をしているところでもございます。

平成16年3月末現在で、在宅サービスの方々、利用されているの方々等の数値を申し上げさせていただきます。

まず、通院医療費公費負担制度の利用者の方は167名の方がおいでになります。このうちで、当町の精神保健福祉手帳所持者の方が、55名の方が認定を受けられているところでございます。そのうちで、居宅サービスでは精神保健福祉手帳の所持者の方が対象ということになっているところでございます。平成16年5月末までに居宅サービスを利用されました方は、ホームヘルプサービスでは4名の方、ショートステイでは1名の方、グループホームに入居している方につきまして1名ということになっているところでございます。

以上で、現在町の方での在宅のサービスを利用されておられます方々の人数ということでお答えをさせていただきました。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 精神障害者に対しての現状をお聞かせいただきましたが、それでは2つ目の精神障害者福祉の各機関の連携を図り、サービスの充実を図ってまいりたいとのことですが、お尋ねします。町は、この3つ、保健所、精神保健福祉センター、県の健康増進課とどのような連携をとっているか、あるいはとっていないか、その現状をお聞かせください。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 精神保健福祉に係ります県の機関といたしましては、先ほど質問者が言われておりますように、保健所、精神保健福祉センター、健康増進課ということでございます。精神保健福祉の相談や在宅サービスは、市町村の業務として実施をいたしているところがございますけれども、これは県のそれぞれの機関との連携も図っているところがございます。

この県の主な業務でございますけれども、既にご承知をいただいておりますけれども、保健所におきましては、精神保健福祉の相談業務の他に、グループ活動や家族教室の実施、入院患者の社会復帰の支援、そして精神保健センターでは、障害者手帳や公費医療費負担対象者の決定、精神障害者の福祉の知識の普及や市町村職員の研修のための業務を行っているところがございます。また、健康増進課におきましては、サービス事業者の指定や市町村事業所に対します補助金等の事務事業を行っている。

市町村の事務がケースワークであることに対しまして、県の機関は入院患者への支援のほかは、グループワークやコミュニティワークを中心としております。その役割が分かれているところがございます。しかし、精神保健福祉に係ります相談役と、指導の上で複雑なものや解決が困難と思われる事象につきましては、県の方にご相談を申し上げ指導を受けたり、直接支援に乗り出していただいているという場合もございます。さらに、精神保健福祉の制度や専門的な知識につきましても、県が主催をいたします研修会に参加するなどして、本町職員の資質の向上にも努めているところがございます。精神障害者の福祉の相談や支援につきましては、市町村が責任を持って対処をしていくということになっておりますけれども、これらのように直接的、間接的に県とも関係機関等連携をとっているということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） ただいまのこの機関の連携については、午前中の議員の質問にもございましたが、直接、間接的にもさらに連携をとっていただきまして、自立自助を

図っていただきますようお願いをしておきます。

続きまして、同じく精神障害者福祉ですが、本人が病気や障害を認識し医療機関での治療等を受けている場合は問題ないのですが、本人が障害等を受容が出来ずに医療機関での治療を拒むケースがあると思うが、本人を受診させる方法はあるのか。また、このような場合、町はどのように対応をするのか、お聞かせください。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 個々のケースによって対応というのは大変難しい状況ではないかと、このように考えておりますし、またプライバシーや本人の意思をも尊重ということで配慮しながら慎重に対応しなければならないものではないかと、このようにも思っております。本人が医療機関等の受診を拒否する場合には、相談を行う者との信頼関係を築きました上で、長期的な関わりを持ちながら、本人同意のもとで受診をしていただくということが不可欠でもございます。

本人、家族への相談支援は町が行うことになっているわけでもございますけれども、専門的な知識とかカウンセリングを必要とする場合もございます。町の職員では対応しきれない困難なケースの相談につきましましては、先ほども申し上げましたように、保健所とか精神保健福祉センター、精神障害者生活支援センターで社会福祉法人の「ふらっと」という専門的なところもございまして、そういうところでも相談を実施をされているということで、ご紹介等もさせていただいているということで対応をさせていただいております。

これらの専門機関におきましては、精神保健福祉士や精神保健福祉相談員、精神科医師等による相談も実施をされております。必要がある時には、家庭に訪問をされまして、相談、助言という支援を受けることも可能となっているところでもございます。また、精神障害者を持たれるご家族の相談支援にも対応しているということでございます。各専門機関とも連携を図りまして、家族、本人の意思やプライバシーに十分配慮しながら、よりよい相談支援ということで努めたい、このように考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） この精神障害者につきまして、私は大変難しい問題だと思っております。痴呆性高齢者、知的障害者については、歴史的な流れからも、施設も少しずつ充実しつつあるわけでもございますが、精神障害者は人権問題等もあり、判断しにくい

ところがあります。何かが起こる前に事前に近くで調査しつつ把握しなくてはならないため、大変難しい問題だなあと私も思っております。先日の奈良新聞の6月6日にも、奈良県の医大病院で精神科が不適切な患者隔離というニュースが載っていました。人権に配慮を要請するということを県が言っておりました。

また、精神障害者につきましては、私も今1人相談を受けておまして、本人が自覚をしておりません。病院に行くことを拒んでおります。警察等、民生委員、それから郡山保健所等も連絡をとりながら、今、慎重に進めている次第でございます。今後、この精神障害者に対する人のきめ細かい対応等が必要ではないかと思われまます。

町といたしましても、窓口相談等来られました方々には、適切な指導をしていただきますようお願いいたします。

ここで、これについての質問を終わらせていただきます。

次に、環境問題について質問させていただきます。

環境問題について、まず1つ目に、ごみ処理有料化の効果についてでございます。次の質問は、環境問題についてであります。5月31日の新聞報道で、環境省は、一向に減らない家庭ごみの対策として、自治体によるごみ処理について全面的に有料化を目指す方針を固めたという記事が掲載されておりました。環境省の方では、色々自治体に調査をさせたようで、現在有料化を導入している約8割の自治体が、指定ごみ袋を有償にすることでごみ処理手数料を徴収しております。その手数料額も、1枚20円から40円であるとの結果を掲載されておられます。また、この程度の額ではごみの抑制効果は小さいとの意見もあり、手数料額の目安を示すことも考えていると書かれておられます。

斑鳩町では、環境省の方針よりいち早くごみ処理有料化を導入され、ごみ減量化に努めているところであります。しかしながら、斑鳩町の可燃ごみ指定袋は、大きい袋で1枚45円であり、環境省が抑制効果が小さいと心配されている額に近い手数料額であります。

そこでお尋ねいたします。このごみ処理有料化導入の効果について、どう判断されているか、ごみの排出量の推移とあわせてお聞かせください。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ごみ有料化導入の効果と、それと排出量の推移ということでございます。

質問者の方も既にご承知をいただいておりますように、当町におきましては、ごみ減

量化及び再資源化の促進を目的に、平成12年10月から可燃ごみ及び不燃ごみ、そして平成13年4月から粗大ごみにつきまして住民の皆様方のご協力をいただきながら、指定袋交付制により処理手数料を徴収をいたしているところでございます。

その結果、家庭系廃棄物の排出量につきましては、ごみ処理有料化を行います前の年度の平成11年度におきましては、7,175.59トンでございました。これが平成12年度におきましては、5,693.91トン、そして平成13年度では5,723.79トン、平成14年度では6,543.76トン、そして平成15年度におきましては5,480.82トンということで、ピーク時の平成11年度と平成15年度というものを比較をいたしますと、量にいたしまして1,694.77トン、率にいたしまして23.6%の減少ということになっているところでございます。

また、再資源化につきましても、町が回収をいたします資源物、そして子ども会など団体が回収をしていただいております資源物の合計で申し上げますと、平成11年度では2,132.47トンで、再資源化率は23.3%でございましたけれども、平成15年度におきましては2,689.56トンで、再資源化率は33.1%ということで、再資源化率におきましても上昇をしているという状況になっております。

当初、ごみ処理有料化導入によりまして、平成13年度には平成11年度の排出量に対しまして20%以上削減することを目標にして取り組んできたわけでございますけれども、先ほどお答えをさせていただきましたように、その目標数値を平成13年度でクリアをいたしまして、その後も維持しているところでございます。再資源化につきましても、県内市町村の平均的な再資源化率が14%ということで言われております。この14%の再資源化率につきましても、大きく上回って取り組みをさせていただいているということから、ごみ処理有料化導入によりまして、一定の効果が上がっているのではないかと、このように判断をいたしているところでございます。

しかし、一方、事業系の一般廃棄物の排出量というものにつきましては、現在増加をしていっている状況でございます。これにつきましての対策として、現在実施をしているところでございますけれども、ごみの中身の検査とか事業者への分別徹底の指導等、各事業所のごみ減量にも努めていきたいと、今現在はこのような考えで取り組んでいるところでございます。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今、お聞きいたしますと、有料化導入の当初の減量化目標をク

リアし、しかも平成14年度、15年度共にその目標数値をクリアされるということでもあります。一定の効果はあったと私も評価しておりますが、しかし斑鳩町は、有料化を導入されてからも、もうすぐ4年になるわけですが、今後どういったような課題があるか、あるいはクリアすべき課題があるかどうか、それを把握しているかどうか、お聞かせください。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者もおっしゃっていただいておりますように、5月31日の朝日新聞の報道でもありますように、ここに自治体のコメントということで載せられております。一般的には、ごみ処理有料化導入によります減量効果というのは一過性のものであると、このようにも言われているところでございます。

このようなことから、ごみ処理有料化導入をしております自治体に共通しておりますのは、いかに減量効果を一過性のものに止まらせず、長期間にわたり効果を持続させていくかということが課題であると、このように考えております。

そのためには、当町では、ごみ処理有料化導入を契機といたしまして、向上をしていただきました住民の皆様のごみ問題に対します意識を低下させることなく、むしろさらに意識を向上させていただけるように、ごみ減量化・再資源化施策と啓発を含めた環境学習を連動させていく必要があると、このように考えております。

現在、「ごみの行くえ探検ツアー」とか、環境問題学習会、現在では「エコトーク21」と名称を変更させていただいておりますけれども、こういった啓発事業を継続して実施をしていきますとともに、ごみ減量化・再資源化施策として、現在、埋立処理をいたしておりますビニールごみ、不燃ごみのリサイクル処理につきましても検討をいたしまして、住民の方々には若干の排出方法の変更等もあつてご協力をお願いすることになるかもわかりませんが、リサイクル処理をやっていききたい、このように考えているところでございます。

いずれにいたしましても、ごみ処理有料化導入によりまして減量した効果を長期間持続させるためには、住民の皆様方の常にごみ問題への意識を持ち続けていただくということが必要ではないかと、このように考えておりますので、今後も、ごみ処理とリサイクル処理の方法等について調査研究をいたしまして、効果的な方法等を取り入れて取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 時間も押し迫ってまいりました。次に、環境パトロールの効果についてお尋ねします。

先の新聞報道にもある自治体関係者のコメントとして、ごみ処理有料化とすることにより、負担を嫌った不法投棄が増加するといった有料化に対しての不安を示す声も掲載されておりました。斑鳩町でも、このごみ処理有料化導入に当たって説明会に際しては、住民の方々からそういった不安の声が多く上がり、町も環境パトロールなどの強化対策を講じられてきたと聞いております。それに関連して幾つか質問したいと思います。

まず、環境パトロールの頻度、ルートの考え方についてお尋ねいたします。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ごみ処理を有料化することによりまして、金銭の負担をということで、不法投棄が増えるという不安視する声もこの導入時には、説明会等で住民の方々から色々ご意見をいただいたことがございます。そうした住民の方々の不安を解消するというので、議員も申されてます環境パトロールの実施を平成12年の10月から、環境対策課で環境パトロール班というものを設置をいたしまして巡回をいたしてきております。現在も継続して実施をしているところでございます。

このパトロールの頻度でございますけれども、平成12年度におきましては、年始を除きまして連日実施をいたしております。平成13年度では、前半の半年間を家電リサイクル法が施行されたこともございまして、勤務の日は連日行っておりますけれども、10月以降につきましては、平成14年度末まで週1回から2回。平成15年度からは、不法投棄の監視を重点的にパトロールを週1回、そして野焼きをはじめとしますその他の環境問題の監視のためのパトロールというのを10日に1回実施をしているところでございます。

次に、パトロールのルート等でございますけれども、ごみ処理有料化導入前に調査をいたしました結果、河川敷とか山間部等に不法投棄というのが多発をしておりますことから、竜田川、大和川、富雄川のそれぞれの川沿いとか法隆寺の裏山、そして白石畑付近を中心としてルートを設定してパトロールを実施をしているということでございます。

ただ、15年度からそれ以外にも、市街地を中心としたルートも設定をして、市街地住宅地周辺のそういうことにつきましても巡回を強化をしているということでございます。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 最後の質問になります。9月議会でも申しましたが、ボランティア団体や地域住民の方々とも連携しながら住民活動をして実態調査をしていくことについて、住民主導のまちづくりでありたいと思っています。そういった動きが高まっていった場合、町がどのようにかかわっていくか、最後の質問をさせていただきたいと思っています。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者もおっしゃっていただいておりますように、住民の方々のそういう環境への取り組み等につきまして、自発的にそういう取り組みをしていただく中で、当町にも環境保全条例というのがございます。町民がそれぞれの地域におきまして、良好な環境を確保するために行う活動というものは育成していくということが明記もこの条例の中にされているところでございます。そういう住民の方々の自発的な活動に対しましては、様々な面からサポートをしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） ありがとうございます。それでは、是非住民の方々と行政が一体となって、訪れてよかった、また訪れたいという斑鳩のまちになっていただきたいと共に、マナーやモラルの意識が高いきれいな斑鳩だったなあというふうなことでサポートをよろしく願いしておきます。環境問題について、また6月の私の一般質問をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 以上で、11番、三木議員の一般質問は終わりました。

続いて、3番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） これより、通告書に基づきまして一般質問させていただきます。

まず、1番目の乳がん検診の充実についてであります。過去において我が国では、欧米諸国に比較して乳がんは決して多くありませんでした。しかし、近年胃がんなどの一部のがんは、早期発見の医療技術の開発などで死亡者数が減少しているのに対して、乳がんの死亡者は増加傾向にあります。2000年には、約9,200人に達し、50年前と比べると約6倍に増加してきております。さらに、1996年には、がんになる割合である罹患率で女性のがんの中でトップとなり、特に40代の罹患率が急上してきております。患者数は、年間約3万5,000人を記録し、今後も増加する傾向を示し

ております。

厚生労働省は、全国の自治体のがん検診でがんが発見される人の割合、つまりがん発見率と精密検査が必要とされる人、陽性検査の率の割合が都道府県によって大きく異なるということです。その要因としては、検査機器の精度や判定する医師の技量の差などという見方があります。いずれにしても、がんを発症する罹患率、がんによる死亡率を激減させるには、診断、予防に革新的な技術の確立が不可欠であります。

当町においても、保健センターを中心として各種がん検診などの検診事業が行われています。乳がん検診では、検診方法が視触診で年間18回、1回当たり80人から100人の方の検診をされていると聞いております。また、視触診に当たってくださっている先生の技量が素晴らしいということも聞いております。しかし、近年における死亡原因の1位ががんだけに、検診自体の質の向上が将来において必要不可欠と言えます。

そこで、最初に、乳がん検診の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者の方からも申されておりますように、平成15年度の実施状況で申し上げますと、集団検診では18回で1,390人の方が受診をされております。また、個別検診におきましては、338人の方が受診をされたところでございます。そういうことで、現在本町の乳がん検診につきましては、集団検診と個別検診で、問診、視触診で実施をいたしているところでございます。という状況で現在取り組みをさせていただいているという状況でございます。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 検査されている状況の中で、がんの発見率、また要検査率、罹患率、年齢別ですけれども、その推移についてどのような傾向があるか、教えていただきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 済みません、今、手元に数字等の資料を持ち合わせございませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思っておりますので、ご了承お願いいたします。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） そしたら、色んなこの乳がん検診の中において勉強されていると思うんですけども、研修会とか、そういう勉強等の機会というか、どの程度行われている

るか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 研修等の関係につきまして、直接的に参加した回数等につきましては把握が出来ておりませんので、これにつきましても、数字的な方につきまして、後刻質問者の方にお答えをさせていただきたいということで、ご了承をお願いしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） わかりました。また、そしたら後日お願いします。

次に、当町としては、乳がん検診の状況の中において、将来のあり方というか、考えられていると思うんですけども、それについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 乳がん検診の将来のあり方ということでございます。

質問者もご承知をいただいておりますように、本年の4月の27日に、厚生労働省の方から、がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針というのが一部改正をされまして、乳がん検診については、今までの従来の視触診の他に乳房のエックス線検査、いわゆるマンモグラフィの同時実施というのを原則するというのでされております。

このマンモグラフィにつきましては、エックス線により乳房内部の様子を鮮明に写し出すということが出来ますので、視触診では発見されにくい初期のがんを見つけることが出来るともされているところでございます。

こういうことから、現在県内でもこのマンモグラフィの整備をされているという、検診でマンモグラフィを整備されているというところも、今現在我々としては把握出来ておらないというよりも、ないというような状況で聞いておりますし、近隣の府県でもそういう状況のところがあるのかどうかということも調査させていただく中で、実施が可能ということに、そういう設備を整えているところがあって町の方へも集団の検診車で来ていただけるような状況になるような形になれば、この視触診とマンモグラフィの併せての同時実施というような考え方で取り組んでいく必要があるのではないかなというようには考えております。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 方向性としては、今回の私の要望と合致するんですけど、乳がんの早期発見ということで、今言われましたマンモグラフィというのが、実に今各地で要

望がなされています。といいますのは、やはり視触診だけでは見逃すおそれがあるということでありまして、このマンモグラフィによりますと、直径で言いますと、5ミリ以下の腫瘍がありますと、それがすぐ発見出来るということで、大変発見率が多く、また早期がんの発見に適した機械になるわけですが、今言われてましたように、視触診と併せてその機械を使用するということをお願いしたいんですけども、3番の質問になるわけですが、今、言われましたように、マンモグラフィの導入について今後町としてはどのような方向性で進んでいただけるのかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者の方からもおっしゃっていただいておりますように、視触診では発見されにくい初期のがんもマンモグラフィでは見つけることが可能であるというようなことをごさいます。そのことから非常に有効ではあると、このように考えているところをごさいます。ただ、国の方から言われておりますのは、このマンモグラフィの検診は、2年に1回の受診で有効であるという見解も示されているところをごさいます。

ただ、マンモグラフィによります検診というのは、精度管理のもとで行われる必要がございますので、先ほどもお答えをさせていただいておりますように、県内には検査可能な医療機関とか、検診車で検診をしていただけるような医療機関というのは、事業所というのは少ないというように実態として把握をしております。また、このマンモグラフィによります読影の医師とか、撮影技師の技術の向上というのが大変重要になってくるというようにも聞いておりますので、この実施体制としては、そのようなことで整備をしていく必要があるのではないかなというように考えております。

当町におきましては、現在、先ほども申し上げておりますように、基盤整備が不足をしているという現状でもございますので、近隣市町村の動向を踏まえる中で、実施方法とか費用、また処理可能件数等マンモグラフィ検査導入の課題について調査研究をさせていただきまして、導入時期等も検討をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） その方向でよろしく願いいたします。

それと、この導入されるという方向にいたしましては、女性の健康支援、また今後町の健康づくりの一環として、初期の乳がんの発見が可能なこのマンモグラフィの検診の

実施を強く要望いたしまして次の質問に入らせていただきます。

地域の防犯力の強化についてであります。近年犯罪の発生件数が増加し、なおかつ多様化、凶悪化する中、地域においては、住民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を行っています。特に、子どもたちをはじめ女性、高齢者の方については、弱い立場につけ込み犯罪を侵す傾向が急増しております。犯罪が起こる場所は、実に様々で、特定されにくいものですが、少なくとも周辺の環境により犯罪を誘発する場合があります。例えば、公園、駐車場、駐輪場、公衆トイレ等があります。特に広域的な公園、緑地、あるいは地域の身近な公園としての児童公園などがありますが、主に子どもの遊びの場として、また最近では災害時の地域の安全な防災空間としての役割が重視されています。しかし、犯罪が多様化する中、このような公園での犯罪被害が多くなってきているとの調査結果があります。

そこで、防犯性の高い地域環境整備について、まちとして子どもたちが安心して活用出来るための公園及びその周辺の環境チェックとその環境整備についての改善が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 防犯性の高い地域環境整備の中で、とりわけ公園に対する防犯、あるいは公園周辺に対する防犯ということの質問かと思えます。

まず、公園を新設する場合についてでございますが、これは周囲からの死角が極力生じないように、塀の高さ、あるいは植栽の配置を考えまして、夜間の照明も設置するなど防犯面には配慮して整備を行っているところでございます。また、既存の公園で町が管理を行っているものにつきましては、設置後年月が経過していることで樹木の成長等も考えられますことから、そういったものについては防犯面の観点から、定期的な確認を行い、改善が必要と思われる箇所について樹木の剪定等の対応をしてみたいと、このように考えております。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今、ご答弁された中に、既存の公園についてということで、防犯面の観点から定期的に確認を行うということを言われましたけど、もう少しその面について具体的にお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず、維持管理の中で、どういうふうな点検確認をする

か、その項目についてのご質問と思いますが、これは公園によってそれぞれ異なることにもなるんですが、まず植栽による死角がどうなっておるか、あるいは公園周辺の状況の変化、建築物等の公園設置当時と以降、どういうふうに変ってきているか、あるいは街灯や防犯灯が正常に機能しておるのか、そういった項目について点検、確認等を行っていきたくと、このように考えております。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） その方向でよろしく願いいたします。

次に、小学校において不審者をチェックするために監視カメラの設置、施錠の徹底に取り組んでいただいておりますが、人の出入りを完全にチェックするには、大変現状において難しいように思います。

そこで、不審者から児童を守るための防犯詰所の設置についてであります。不審者に対する一番の抑止力としての効果があり、何よりも学校周辺地域の防犯意識の向上につながっていくと思っておりますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校の出入り口に防犯詰所、これを設置してはどうかということでございますが、飯邊議員もご承知だと思いますが、先日奈良市の富雄北小学校におきまして、そうした詰所を設置いたしまして、不審者から児童を守ろうと、こういうことで地区の自治連合会などが組織されます児童安全対策協議会というものを発足されまして、地域住民の皆さん方、あるいは地域の事業所から浄財を募りまして、学校の正門など2カ所に防犯詰所を設置いたしまして、登校から下校までの間、地域住民の皆さん方が交代で、それもボランティアで常駐されるということを報道で承知いたしております。

斑鳩町でもそうしたことはどうかということでございますが、今もおっしゃっていただいておりますように、不審者が校内に侵入しないように目を光らせるということは、みんなで子どもを守るという地域住民のそういう意欲、そういうものが一つのあらわれであるというふうに思っています。そして、そういう監視していただくことが、やっぱり不審者に対する一番の抑止力になるということもあるわけでございまして、そうした点から見ますと大変有効な効果があるというふうに期待されているところでございます。

斑鳩町としては、今、そこまで考えてはおりませんが、学校の防犯詰所につき

まして協力いただけるボランティアの確保などの課題もあるわけですが、子どもの安全を考える上で、PTAなり、あるいは子ども会等に呼びかけながら、ボランティアとして協力していただけるかどうかも含めまして一応相談してまいりたいというふうに考えているところでございます。

現在は、今もおっしゃっていただいておりますように、大阪池田小学校での事件以来、斑鳩町として先駆けて小学校、あるいは幼稚園の校門、園門に対しまして防犯カメラを設置いたしております。また、教室内では防犯ベルの設置をさしていただきまして、そうした侵入者に対する防護といえますか、実施しているわけでございます。さらには、一番の抑止力になるのは、やっぱりそこに勤めている教職員が来校者に対しまして声かけをするというのが一番の抑止力ではないかなというふうに思っておりますので、そうした声かけをするようにということを徹底していただいております。また、児童の登校の際には、教職員が交代で校門に立哨をしながら、不審者の侵入防止に努めているところでございます。

もう1つは、15年度に各小学校におきまして教職員によります不審者侵入に対する訓練を実施いたしております。また、中学校では、本年度そういう訓練を実施する予定でございます。

いずれにいたしましても、こうした取り組みをいたしまして、危機管理意識を高めさせるとともに、子どもたち自身にも、自分の身は自分で守るという意識をつけさせるよう指導を続けてまいりたいというふうに考えております。

また、さらに関係機関団体等との連携を図りながら、防犯意識の向上を目指しまして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） よろしく願いいたします。より安全で、子どもたちが安心して成長出来る環境づくりと犯罪に対しての積極的な対処法を考えていただくよう強く要望いたしまして、最後の質問に入らせていただきます。

斑鳩町営火葬場についてであります。平成4年頃から約7年頃にかけて、火葬場の計画があったわけですが、今現在、それから平成9年3月からの供用開始されて以来、7年が経過しております。その運営にあっては、斑鳩町火葬場設置及び管理に関する条例等の規定により進められております。しかし、時代の流れにより、現在の葬儀への希望も多く変わってきておりますことから、特に家族だけで送ってほしい、また費用

をかけないでとの希望が多いわけでありますけども、このような状況を踏まえて質問させていただきます。

各施設の利用状況でありますけども、町営火葬場の火葬炉の年度ごとの利用状況と、各施設はどのように使用、運営されているのか、お伺いいたします。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 現在、町営火葬場につきましては、質問者もおっしゃっておられますように、平成9年の3月から供用を開始をさせていただいております。平成9年3月以降の供用開始以降の各火葬炉、待合室等の設備の利用状況ということでございますけれども、火葬炉の利用につきましては、平成8年度、要は平成9年の3月の1カ月しかございません。これにつきましては、16件のご利用をいただいております。平成9年度につきましては209件、平成10年度につきましては222件、平成11年度につきましては216件、平成12年度が197件、平成13年度は213件、平成14年度は229件、平成15年度につきましては221件でございます。この中で、平成12年度と平成13年度におきまして、町外の居住者の方も使用されたケースがございました。他市町村の火葬場が故障したということで、斑鳩町の方で受け入れをしてもらえないかということで受け入れをさせてもらったものと、それから身元不明の行旅死亡人を火葬をさせていただいたということがございます。

次に、待合室の利用状況でございます。火葬をされている間、もしくは収骨の準備をするまでの間、遺族の方々等にご自由に利用をさせていただくスペースとして、火葬の受け付け時間中は常に開放させていただいております。このようなことから、正確な数字としての把握をしておらないところでございますけれども、状況といたしましては、火葬場開設当初というのは、ほとんど待合室の利用はなかったように思っております。現在、火葬から収骨まで約2時間ということもございますので、最近では少しずつ待合室で収骨までの時間を待っていただくというご遺族の方も増加しているという状況でございます。

次に、霊安室の使用でございますけれども、平成12年度には1回、平成13年度では2回、平成15年度では1回という合計4回使用をしております。いずれも行旅死亡人、もしくは一時身元不明の方のためにそういうことで霊安室というものを使用をさせていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 火葬炉と待合室、霊安室ということでお聞きしたんですけども、収骨室、会議室、倉庫というのがございますね。その使用状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 会議室と申しますのは、一応待合室という形でご利用をいただくというような形で考えているところでございます。そういうことで、一応開放をさせていただいていると。収骨室の関係につきましては、収骨室ということで利用の回数というのにつきましては、ちょっと把握出来ておらないということでご了承をお願いしたいと思います。本来、火葬終了後におきまして収骨をさせていただくわけですが、そこでするんじゃなしに、炉前で収骨していただいているということで、収骨室というのは、使用というのは余りしてないような状況ではないかなと思います。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今、言われましたように、なるほど収骨室というのは、2室、2部屋あるんですけども、実際には使用されてない。今、火葬炉の前で収骨されているということを聞いているわけですけど、なぜされないのかといいますと、一言で言いますと、収骨室のスペースが狭いということになるわけですけども、計画の段階で色々と考えられてされたと思うんですけども、この収骨室については、この状態で町としては置いておかれるんですか。ちょっとその点についてお聞きいたします。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 収骨室の場合につきましては、私事であれなんですけども、私も収骨室で収骨をさせていただいたケースもございましたし、今質問者がおっしゃっておられますように、確かに遺族の方が大勢おられますと、あの場所に入りますとスペース的には身動きがとれないような状況になろうかと思うんですけども、それによって今スペース的に狭いからという、使用がないというのはスペースが狭いからということで利用がないんじゃないかなということで考え方をというご質問でございまして、私といたしましては、今の状況の中で収骨室というのはご利用をさせていただくような形で、増設等を考えていくということは念頭にはないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 将来長きにおいて使っていくわけですが、そういうことを、実際には少ない。あるにもかかわらず適用されてないという実態があるわけですが、会議室というのを先ほど言いましたけど、待合室ということで使用されている。年に3回ですか、そこで打ち合わせ等をされるということで、そういうための目的でもなかったと思うんですけども、いかがでしょうかね。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 一応、今、おっしゃっていただけてます会議室のような状況になったのは、待合室というような形で、これにつきましては、特別な事情があって火葬場を斎場として利用することについて可能性がありますので、そういうような状況の中で、会議室ではなしにそういう形での使用をということで考えて計画をして建築にとりかかったものでございます。会議室のような状況というようなことよりも、待合室ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） あと、霊安室と倉庫なんですけども、今、倉庫の中に何が入っているかご存じでしょうか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 申しわけありません。私といたしましては、その倉庫の中に、当然あるのは火葬場のそういうものが入っているのではないかと、このように推測をいたしておりますけども、実態として把握は出来ておりません。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 霊安室というのは、霊安室の中には、2櫃遺体が入ることになってるんですけど、その部屋の中には、それ以外に何も入ってないですか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 先ほどの倉庫の関係につきましても、当然質問者とお話しをさせていただいております担当の課長から報告を受け、どういう状態にあるかということは実態として聞き及んでおりますけれども、私の直接的に目視をして確認をしたという状況にはなっておらないということでご理解をいただきたいと思います。ただ、霊安室につきましては、その担当の、火葬場の施設以外のものも入っており、また倉庫につきましてもそういうような状況にあるというようなことで、また整理整頓もされておらないような状況であるというように担当の課長の方から聞き及んでおりますし、私

の方も直接的に目視をして確認をさせていただいて対応をさせていただきたい。担当の課長の方からは、担当者の方へ対応するよということでは、口頭で話はしておるんですけれども、私の方でもう一度確認をさせていただきたいな、このように思っております。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 確認していただいて、適切に利用出来るようによろしく願います。

次に、今後、斎場としての利用についてであります。斑鳩町火葬場設置及び管理に関する条例等によると、特別な事由の場合において斎場として使用出来るということですが、対象者は、施行規則により、本町の居住者で、災害やその他の事由により云々と明記されています。もし葬儀として使用された場合の運営に関する規定はどのようなになっているのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この関係で、一応斎場としてご利用いただけるのも、質問者が言われておりますような形で、特別な事由がある場合で斎場として使用することが出来ることになっております。これにつきましては、災害等によって自宅等が使用出来ず、自治会等でも葬儀が行う施設がないというような場合とか、火災等の関係も考えられるわけです。そういう事情がある場合について、ここを斎場としてのご利用をいただけるような形にはしているところでございますけれども、これにつきましては、内規で、斑鳩町営火葬場設置及び管理に関する内規ということで、そういう取り決めをさせていただいて運営をさせていただいているということでございます。そのところにも、使用料等につきましても規定をさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 確かに内規というのがあるわけですけど、僕は火葬についてということで、具体的にこういうことを書かれてあるもんがあるのかどうかということで、今、火葬以外の使用についてということで書類があるんですけども、待合室1回5万円ということで、それぐらいなもので、この運営とかに関しての、葬儀についての運営に関しての内規というのはないわけですか。お伺いしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 葬儀に関しまして、そのものの運営に関する内規とかそういう要綱等につきましてはございません。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） もし葬儀が行われた場合ということで、通常であればそういった規定というか、内規等で定めておかなければならない事項というのが必要になってくると思うんですけども、再度お聞きしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 一応、考え方といたしまして、私どもの方では、この火葬場を貸し館的な考え方で思っております。葬儀等に関係しますのは、主さんと申しますか、施主さん等がそれで判断をされて執り行っていただくというような形で執り行って、もしもここを火葬場として使用する場合については、そういう形で執り行っていただくというように考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） わかりました。また、その辺のことを、ちょっとまた考えていただきまして、よろしく願いいたします。

今回の斎場の使用については、地元自治会との協議の中で了解を得られなかったということで聞いておりますし、先ほど私が冒頭で申し上げましたように、設置されて以来7年を経過し、時代と共に葬儀に対する意識も変化する中で、近い将来において火葬場の使用運営の見直し、あるいは検討が必要と考えていますが、町としてのもう一度見解をお願いしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） まず、今、飯高議員からご指摘ございました火葬場の各施設、設備の有効に活用をしてないということに対しまして、言うべきことはないと思うわけでございます。適切な対応をし、そして火葬場としての有効活用が出来るように、管理面においても十分配慮してまいりたいと、このように考えてます。

また、今、おっしゃいますように、やはり葬儀については、時代の流れで葬儀の手法も簡素化し、また変わってきていることは事実でございますけども、この斑鳩町の町営火葬場におきましては、当初から地元の約束もございます。その約束をやっぱりクリアしなければ、地元としての色々問題も起こりますし、そういうことを含めながら随時地元との話の中で進められるならば進めてまいりたいと、このように考えてますが、非常

に現状では難しいのではないかと、このように考えております。どうかご理解願いたいと思います。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今、助役さんから申されましたように、出来るのであればまたその方向でお願いしたいと思います。今後とも、色々な角度において検討協議を重ねていただいて、していただく方向でよろしく願いしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 以上で、3番、飯高議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。明日も引き続き午前9時から一般質問をお受けしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもありがとうございました。

（午後2時41分 散会）